

令和3年度

「第5次日向市男女共同参画プラン」

(計画期間：平成29年度～令和3年度)

関連事業実施状況報告書



宮崎県日向市

## 目 次

1	作成の趣旨	
	本報告書の構成	1
2	基本的事項	
	基本理念	1
	基本目標	1
3	計画の体系（体系図）	2
4	事業実施状況（主要課題別 令和3年度取組実績）	
	基本目標Ⅰ 男女共同参画社会に向けた基盤整備	
	主要課題1 男女共同参画の浸透を図る教育・学習機会の充実	3
	主要課題2 「男女の人権の尊重」を踏まえた人権に関する教育・学習の充実	5
	主要課題3 男女共同参画の視点に立った制度・慣行の見直し	7
	基本目標Ⅱ あらゆる分野における女性の活躍 （※「女性活躍推進法に基づく日向市推進計画」）	
	主要課題4 働く場における女性参画推進と「仕事と生活の調和」に向けた 就業環境の整備	10
	主要課題5 多様化する家族形態への対応と困難を抱えた人に対する環境整備	15
	主要課題6 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大	20
	主要課題7 男女共同参画の視点に立った地域づくり・防災体制の推進	22
	基本目標Ⅲ 安全・安心な暮らしの実現	
	主要課題8 女性の人権を侵害するあらゆる形態の暴力の防止と救済に向けた 環境の整備 （※「第2次日向市配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援計画」）	25
	主要課題9 セクシュアルハラスメント*及び性犯罪の防止	39
	主要課題10 生涯を通じた心身の健康保持の支援	40
5	総括	46
	【資料】	
	用語解説（本文中に「*」表示がある用語）	48

## 1 作成の趣旨

この報告書は、「日向市男女共同参画推進条例（平成20年4月1日施行）」第24条に基づき、平成29年3月に策定した「第5向日向市男女共同参画プラン」（以下「第5次プラン」という。）関連事業の進捗状況を明らかにし、公表するものです。

### <本報告書の構成>

第5次プランでは、「日向市男女共同参画推進条例」に規定されている7つの理念（以下「基本理念」という。）に基づき、3つの基本目標を定め、それぞれの目標に主要課題を設けて、各種施策の推進を図っています。[→体系図 P2]

本報告書は、前述の基本目標に掲げられた主要課題ごとの【男女共同参画の視点に立って取り組む事業】について、事業実績及び現状と課題をまとめ、併せて数値目標の進捗状況を掲載する形で構成しています。

## 2 基本的事項

### <基本理念>

「日向市男女共同参画推進条例」には、男女共同参画社会の形成について、次の基本理念が規定されています。これらの基本理念に基づいた取組を進めることにより、性別にかかわらず、全ての人が人権を尊重され、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現を目指します。

- 全ての人の人権の尊重（第3条）
- 社会における制度又は慣行についての配慮（第4条）
- 政策等の立案及び決定への共同参画（第5条）
- 多様な活動に参画する機会の確保（第6条）
- 性の尊重に基づく健康への配慮（第7条）
- 教育における配慮（第8条）
- 国際理解及び国際協力（第9条）

### <基本目標>

第5次プランでは、男女共同参画社会を形成するうえでその根底をなす基本理念「男女の人権の尊重」が、家庭・学校・地域・職場その他の社会のあらゆる分野で実践される活動に貫かれるよう、市民一人ひとりの意識に深く浸透することを目指し、次の3つの基本目標を定めています。

- (1) 男女共同参画社会に向けた基盤整備
- (2) あらゆる分野における女性の活躍
- (3) 安全・安心な暮らしの実現

なお、これら3つの基本目標に基づく主要課題を体系づけたものが、次の「体系図」です。

### 3 計画の体系（体系図）

キャッチフレーズ 「一人ひとりが大切にされるまち日向市」を目指して

基本理念	○全ての人の人権の尊重	○社会における制度又は慣行についての配慮
	○政策等の立案及び決定への共同参画	○多様な活動に参画する機会の確保
	○性の尊重に基づく健康への配慮	○教育における配慮
	○国際理解及び国際協力	

#### 男女共同参画社会づくりに向けた推進体制の整備・強化

##### 基本目標Ⅰ 男女共同参画社会に向けた基盤整備

主要課題1 男女共同参画の浸透を図る教育・学習機会の充実

主要課題2 「男女の人権の尊重」を踏まえた人権に関する教育・学習の充実

主要課題3 男女共同参画の視点に立った制度・慣行の見直し

##### 基本目標Ⅱ あらゆる分野における女性の活躍 ※「女性活躍推進法に基づく日向市推進計画」

主要課題4 働く場における女性参画推進と「仕事と生活の調和」に向けた就業環境の整備

主要課題5 多様化する家族形態への対応と困難を抱えた人に対する環境整備

主要課題6 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

主要課題7 男女共同参画の視点に立った地域づくり・防災体制の推進

##### 基本目標Ⅲ 安全・安心な暮らしの実現

主要課題8 女性の人権を侵害するあらゆる形態の暴力の防止と救済に向けた環境の整備  
※「第2向日向市配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援計画」

主要課題9 セクシュアルハラスメント\*及び性犯罪の防止

主要課題10 生涯を通じた心身の健康保持の支援

#### 4 事業実施状況（主要課題別 令和3年度取組実績）

##### 基本目標Ⅰ 男女共同参画社会に向けた基盤整備

##### 主要課題1 男女共同参画の浸透を図る教育・学習機会の充実

男女共同参画社会を形成するためには、市民一人ひとりに男女共同参画意識の浸透を図る必要があります。そのためには、教育・学習が果たす役割は極めて重要であることから、拠点施設を中心として男女共同参画についての情報提供や各種講座の実施に取り組んできました。

講演会や講座については、コロナ禍により人数制限をかけての開催となりましたが、市役所内での研修や推進ルーム「さんぴあ」の講座では、配信の設備を整えたことにより、オンライン受講という選択肢が増えました。このことにより、集団受講ではなく分散受講が可能となったほか、直接会場に来ることができない受講者に対しても男女共同参画意識の浸透を図り、男女共同参画について学習する機会を提供しました。

##### 【男女共同参画の視点に立って取り組む事業】令和3年度の実績及び現状・課題

番号	事業名	令和3年度 事業（取組）実績	現状と課題	担当課
1	日向の子どもたちの未来づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・コロナ禍により予定していた回数に及ばなかったが、市内小中学校で、よのなか教室を実施した。</li> <li>よのなか教室＋出前授業 開催数：79回（小学校48回、中学校28回）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・コロナ禍により、生徒が事業所を訪問したり、学校に講師を招聘したりすることが難しい状況にあって、予定した開催数の確保が困難な中、男女共同参画という概念に特化した時数の確保について、今後どれぐらい実施できるかについて懸念がある。</li> <li>・男女共同参画という視点を持って児童生徒に講義できる講師の確保が必要である。</li> </ul>	学校教育課
2	男女共同参画に関する講座の開催	<ul style="list-style-type: none"> <li>・男女共同参画講座 開催数：6回、参加者：90名</li> <li>・体験型講座 開催数：4回、参加者：延べ40名</li> <li>・出前講座 開催なし</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・コロナ禍により講座の参加者数に制限をかけていたが、設備を整えたことにより、オンライン受講が可能となった。今後もオンラインを活用し、参加者の増加に努める。</li> </ul>	総合政策課
3	学校教職員、幼稚園教諭、保育士を対象にした男女共同参画概念を深める研修	<ul style="list-style-type: none"> <li>・出前講座 開催なし</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・コロナ禍により出前講座は開催できなかったが、様々な方法を活用することにより研修機会を提供するよう努めたい。</li> <li>・コロナ禍により日向市人権・同和教育研究大会を中止した。今後は、会場参加型研修だけではなく、オンライン研修についても取り組む必要がある。</li> </ul>	総合政策課 学校教育課 こども課
4	男女共同参画関連図書等の整備・充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・男女共同参画関連図書の購入、貸出</li> <li>・啓発週間にあわせた図書の展示（男女共同参画週間啓発パネル展）（6/29～7/4）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・啓発週間にあわせて「男女共同参画について考えよう」というテーマで関連図書コーナーを1か月間設置した。</li> <li>・貸出利用が少ないため、促進を図る工夫が必要。</li> </ul>	図書館

5	市職員に対する男女共同参画の研修	<ul style="list-style-type: none"> <li>・男女共同に関する職員研修 開催数：1回、対象：市職員、相談員、参加者：27名（うち市職員24名）</li> <li>・新規採用職員研修 開催数：1回、対象：新規採用職員、参加者：24名</li> <li>・第6次日向市男女共同参画プラン策定に関する研修 開催数：1回、対象：男女共同参画推進審議会、プラン策定委員会、市職員、参加者：40名（うち市職員16名）</li> </ul>	・3回の研修を実施した。今後とも職員の意識向上のため、内容の充実に努める。	職員課 総合政策課
6	男女共同参画の視点に立った生涯学習の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人権に関する学習を行った自主学級数：4学級</li> <li>・人権講座 開催数：4回（うち1回はLGBT*をテーマに開催）、参加者数：101人</li> </ul>	・人権講座については、全て対面式で開催した。新型コロナウイルス感染症対策として、申し込みが多かった講座については、会場を中央公民館のホールにし、参加者の間隔を空けるようにした。新型コロナウイルス感染症の状況によっては、オンライン開催も検討していく必要がある。	生涯学習課
7	各種相談員への意識啓発	<ul style="list-style-type: none"> <li>・男女共同に関する職員研修 開催数：1回、参加者：27名（うち相談員3名）、対象：市職員、相談員</li> <li>・第6次日向市男女共同参画プラン策定に関する研修（オンライン開催） 開催数：1回、参加者：40名（うち相談員3名）、対象：男女共同参画推進審議会、プラン策定委員会、市職員</li> </ul>	・2回の研修を実施した。今後とも相談員の資質向上のため、内容の充実に努める。	総合政策課
8	各種団体への意識啓発	・女性活躍推進のための仕事と生活両立支援セミナー 開催数：1回、参加者：38名（うち12名はオンライン参加）、対象：市内事業所の管理職・従業員等	・今回は事業者を対象とした研修を開催したが、今後さまざまな団体を対象とした研修を実施する際には、男女共同参画の視点に立って行う。	総合政策課
9	男女共同参画推進リーダーの養成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県男女共同参画地域推進員養成講座の受講・案内 令和3年度受講者：1名、委嘱者：日向市8名</li> <li>・県男女共同参画地域推進員のうち、日向市在住の推進員の意見交換の場を設けた。</li> </ul>	・県男女共同参画地域推進員同士の交流が始まったことにより、市内での男女共同参画意識の更なる醸成を図る。	総合政策課
10	情報提供の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市ホームページ、市フェイスブック、FMひゅうがを活用した情報提供</li> <li>・広報紙「さんびあ」の発行（年3回）</li> <li>・国・県・他市等の情報提供</li> </ul>	・広報紙、市ホームページ等での啓発のほか、FMひゅうがも活用したが、これらの媒体を利用することが少ない世代への周知・啓発方法を検討する必要がある。	総合政策課
11	メディア・リテラシー	・市役所庁舎内や推進ルーム「さんびあ」で	・庁舎内や推進ルーム「さんびあ」でのチラシ掲示、人権	総合政策課

	*養成	<p>のチラシ掲示、人権出前講座等で、市民への啓発に努めた。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>メディア・リテラシーに関する講演は、令和2年度までは社会教育指導員が行っていたが、令和3年度から学校教育課の生徒指導アドバイザーの取組となった。</li> </ul> <table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>小学校 27回</td> <td rowspan="4" style="font-size: 2em; vertical-align: middle;">}</td> <td rowspan="4" style="vertical-align: middle;">合計 39回</td> </tr> <tr> <td>中学校 4回</td> </tr> <tr> <td>家庭教育学級 3回</td> </tr> <tr> <td>その他 5回</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>メディアに関する家庭や学校でのルールづくりを呼びかけたりリーフレットを配付したりするなどして広く啓発を図った。</li> </ul>	小学校 27回	}	合計 39回	中学校 4回	家庭教育学級 3回	その他 5回	<p>出前講座等で啓発に努めたが、これらを利用することが少ない世代への啓発方法を検討する必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>メディア・リテラシーに関する講演回数は大幅に伸びた。この要因は各方面でPRしていることと保護者や学校のニーズが高いことが挙げられる。</li> <li>男女共同参画という視点から、児童生徒に何をどのように学ばせるかについて今後、検証する必要がある。</li> </ul>	生涯学習課 学校教育課
小学校 27回	}	合計 39回								
中学校 4回										
家庭教育学級 3回										
その他 5回										

### 主要課題1 数値目標

	項目	基準 平成27年度	実績 令和2年度	実績 令和3年度	目標値 令和3年度	達成率	数値の調査方法	数値の 公表頻度
1	固定的性別役割分担意識にとらわれない市民の割合	50.5%	59.6%	—	60.0%	(R2年度) 99.3%	市民意識調査（総合政策課）	5年ごと
2	男女共同参画社会づくり推進ルームの認知度	13.9%	17.3%	—	30.0%	(R2年度) 57.7%	市民意識調査（総合政策課）	5年ごと
3	男女共同参画社会づくり推進ルームが主催する講座の受講者数	275人	503人	226人	350人	64.6%	総合政策課実績データ	毎年
4	よのなか教室の実施校	12/20校	15/20校	17/20校	20/20校	85.0%	学校教育課データ	毎年

### 主要課題2 「男女の人権の尊重」を踏まえた人権に関する教育・学習の充実

私たちの生活の中には、様々な場面において、性別に起因する偏見や差別が依然として根強く存在しています。コロナ禍により、大人数を集めての講演会や講座は中止となりましたが、市民啓発のための講演会、教職員を対象とした人権研修に取り組むとともに、人権教育に「男女の人権の尊重」の視点を加え、男女共同参画概念について理解を深める取組を推進しました。

コロナ禍により、会場参加型の研修実施が困難であったという現状を踏まえ、オンライン研修を開催するための環境整備や知識・技術の習得が各事業共通の課題となりました。

【男女共同参画の視点に立って取り組む事業】 令和3年度の実績及び現状・課題

番号	事業名	令和3年度 事業（取組）実績	現状と課題	担当課
12	人権教育推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校における実践報告会（11月）対象：全教職員（報告校データをもとに各校で校内研修を実施）</li> <li>・社会科における授業実践報告会（1月）対象：管理職、小6担任、社会科担当職員（Zoomを使用しての実施）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・コロナ禍により一部の研修を中止、又は形態を変更して実施した。オンラインに変更した研修もあったが、事務局、参加者双方ともにICT*の知識や技術の向上が必要と感じた。また、市や市学校人権・同和教育推進協議会等が開催する研修会等への積極的な参加の呼びかけや参加できる体制の整備が必要である。</li> </ul>	学校教育課 地域コミュニティ課
13	人権・同和問題の市民啓発	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日向市人権・同和教育研究大会：実績無し</li> <li>・日向市人権・同和問題市民講演会（2月）（録画配信で実施）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・コロナ禍により日向市人権・同和教育研究大会を中止した。今後は、会場参加型研修だけではなく、オンライン研修についても取り組む必要がある。</li> </ul>	学校教育課 地域コミュニティ課
14	「児童憲章」「子どもの権利に関する条約」の普及・啓発	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人権講座 参加者数：67人、演題：「子どもたちが笑顔で生きるために」</li> <li>・コンプライアンス研修：校長1回、教頭2回、各学校で実施した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人権講座については、全て対面式で開催した。新型コロナウイルス感染症対策として、申し込みが多かった講座については、会場を中央公民館のホールにし、参加者の間隔を空けるようにした。新型コロナウイルス感染症の状況によっては、オンライン開催も検討していく必要がある。</li> <li>・研修を受けた管理職が各職員に対して、研修の内容を十分に伝達するとともに、日常的に人権意識を高める取組がなされているかについて検証する必要がある。</li> </ul>	地域コミュニティ課 生涯学習課 学校教育課 こども課
15	障がいのある人の権利擁護の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「2021日向市ふれあいフェスタ」の開催 ※コロナ禍により中止</li> <li>・障害者週間（12月3日～9日）記念事業 市役所市民ホールにおいて障がい者が製作した作品の展示</li> <li>・市内の小・中学校に在籍する障がい等のために支援の必要な児童生徒の教育の充実を図るため、日向市特別支援教育支援員22名を配置した。</li> <li>・就学前の幼児（年長児）・児童の実態把握等を目的とした保護者や就学前機関との連携・教育相談・支援、通級による指導を実施した。</li> <li>・支援困難にある児童生徒等に対し、市内の小・中学校からケースカンファレンスの出会の依頼があり、支援策を関係機関と一緒に協議した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和元年度以降、コロナ禍によりふれあいフェスタの開催を中止している。これまでの方法では人が密集する状況を避けられないため、違った形で障がい者の理解を促進する方法を考える必要がある。</li> <li>・障がいや特性に関する支援が必要な児童生徒が増加傾向にある中で、学校や保護者・関係機関と相談しながら、その児童生徒に合った支援対策や教育相談の支援体制を検討していくことが重要である。</li> </ul>	福祉課 学校教育課

		<ul style="list-style-type: none"> <li>・相談のあった児童生徒については、随時、関係機関への紹介や引継ぎを行うなど、連携を図ることができた。</li> <li>・就学前の幼児については、保護者からの相談に対応し、保護者の就学に対する不安を和らげるように就学先の学校と共に対応した。</li> </ul>		
16	人権講座講師の養成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人権・同和問題啓発講師団研修会（オンラインライブ配信で開催）8月5日「ネット社会と部落差別の現実」～コロナ禍が問うもの～ 講師：川口泰司さん（一般社団法人山口県人権啓発センター事務局長） 参加者数 324人（うち230人は小・中学校教職員）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各種人権研修を、講師団養成の研修と位置付けているが、講師の育成・充実にはなかなか繋がっていない現状がある。</li> <li>・効果的な研修等に取り組む必要がある。</li> </ul>	地域コミュニティ課

## 主要課題2 数値目標

	項目	基準 平成27年度	実績 令和2年度	実績 令和3年度	目標値 令和3年度	達成率	数値の調査方法	数値の 公表頻度
5	人権に関する講演会などへの参加者数	520人	0人	180人	550人	32.7%	地域コミュニティ課データ	毎年

## 主要課題3 男女共同参画の視点に立った制度・慣行の見直し

私たちの暮らしに関わる制度や慣行は、それぞれの目的や経緯をもって作られているものですが、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるものもあるため、多様な生き方の選択に影響を与えることを認識し、見直していく必要があります。

令和3年度も様々な場を通じて、男女共同参画に関する気づきや理解につながる広報や学習機会の提供を行いました。講座についてはコロナ禍により参加人数に制限をかけたため、受講者数は減少傾向にありました。

今後も、様々な講座や各種制度の周知方法を検討し、広報することにより、積極的な受講や制度の利用を図り、男女共同参画社会の形成を阻害する制度・慣行の見直しにつなげます。

### 【男女共同参画の視点に立って取り組む事業】 令和3年度の実績及び現状・課題

番号	事業名	令和3年度 事業（取組） 実績	現状と課題	担当課
17	人権啓発推進	・人権全般についての研修の中で、男女共同参画の視点からの慣習・しきたりの見直しについても課題として取り上げて進めた。	・様々な人権課題をテーマとする研修を実施する場合、「男女の人権の尊重」の視点を加えた人権教育・啓発を行うことが重要である。	地域コミュニティ課

		①人権出前講座 1回 参加者：5人 ②市職員向け：1回（新規採用職員研修） 参加者：24人		
18	行事・イベントにおける慣行の見直し	・男女共同参画週間（6月23日～29日）におけるパネル展、国・県作成のポスター等の掲示を行うことにより、啓発を行った。	・未だに固定的性別役割分担意識が残っているとされているので、継続的に啓発する。	関係各課
19	市の作成する広報・刊行物などにおける男女共同参画概念の視点を踏まえた表現の推進	・内閣府が作成している「男女共同参画の視点からの公的広報の手引」を参考に、広報物等の作成に配慮した。	・市の作成する広報・刊行物については、引き続き男女共同参画概念の視点を踏まえた表現を推進する。	総合政策課
20	男女混合名簿の実施	・性別で分けない名簿（男女混合名簿）を全小中学校で作成・利用している。	・形式にとらわれず、ジェンダー*フリーな教育を目指すことが大切であり、児童生徒のジェンダー平等意識の向上をさらに目指す必要がある。	学校教育課
21	固定的な性別役割分担意識にとらわれない進路指導、職場体験実習の実施	・キャリア教育を核とした、職業観・勤労観の育成を目指し、小学校、中学校の9年を見通した教育の取組を継続して行った。 ・いくつかの中学校で校則の見直しを行い、男女共通の制服を採用するなどの取組を行った。	・全学校において、校則の見直しを行うなど、今以上に性別役割分担意識にとらわれない雰囲気醸成が必要である。	学校教育課
22	家事・介護等体験講座の実施	・介護保険サービスに関する出前講座を実施した自主学級数：1学級 ・コロナ禍の影響により講座等の取組ができなかった。（高齢者あんしん課） ・推進ルーム「さんびあ」体験型講座「男の料理教室」はコロナ禍により中止	・コロナ禍にあつて、活動する学級数が少ないこともあり、家事・介護等体験講座に取り組んだ自主学級は少ない状況であった。出前講座等の周知を図り、積極的に取り組むよう働きかける。 ・コロナ禍においても講座の実施ができる体制整備が必要である。 ・家事の体験型講座はコロナ禍により中止となったが、オンライン研修が可能な設備を整えたため、今後はオンラインを活用した研修を検討する必要がある。	生涯学習課 高齢者あんしん課 総合政策課
23	男性の育児・介護休業制度の利用促進	・市庁舎や推進ルーム「さんびあ」に国や県からの各種案内やパンフレットを配置し、市民への広報・啓発に努めた。 ・子育てガイドブック等で随時PRを実施 ・国や県からの各種パンフレットやチラシを、市庁舎内の雇用情報コーナーに置き、周知を図った。	・各種案内やパンフレットを配置するだけではなく、さらに積極的な広報手段を考える必要がある。 ・利用促進の啓発にとどまっており、成果等の把握までできていない。 ・国や県が主となり行う業務であることから、市内事業者に対し、制度周知以上の働き掛けは難しい状況である。周知・啓発の機会を広げ、側面的に制度の利用促進を図って	総合政策課 こども課 商工港湾課

		・就職・転職応援サイト「ひゅうがJOBナビ」への情報掲載について協議した。	いく必要がある。	
24	パパママ教室の実施	・パパママ教室 開催数：年6回（日曜日）、参加者：80人（妊婦：41人、パートナー：37人、その他：2人）	・コロナ禍により日程の変更や定員の制限を行ったため、参加者数は前年度より減少した。受講希望者がより多く参加できるよう、教室運営の工夫が課題である。	こども課
25	女性活躍推進法に基づく「特定事業主行動計画」の推進	・男性職員の配偶者出産休暇取得者12名（対象者21名）うち、8名は完全取得（2日間） ・男性職員の育児参加のための休暇の取得者6名（対象者21名）28.57% ・3歳までに達する児童の父親である男性職員の育児休業取得者2名（対象者63名）3.17%	・配偶者出産休暇は対象者のうち半数以上が取得しているが、今後、周知を強化し完全取得を目指す。 ・男性職員の育児参加のための休暇については、制度の周知を強化し、取得者の増加を図る。	職員課

### 主要課題3 数値目標

	項目	基準 平成27年度	実績 令和2年度	実績 令和3年度	目標値 令和3年度	達成率	数値の調査方法	数値の 公表頻度
6	「家庭生活の場で男女が平等になっている」と感じる割合	35.9%	26.6%	—	50.0%	(R2年度) 53.2%	市民意識調査（総合政策課）	5年ごと
7	市の男性職員の配偶者出産休暇の平均取得日数	2.36日	1.56日	1.78日	5日	35.6%	職員課実績データ	毎年
8	市の男性職員の育児参加のための休暇又は育児休業の取得割合（※）	4.0%	①33.3% ②4.9%	①28.57% ②3.17%	①80.0% ②5.0%	①35.7% ②63.4%	職員課実績データ	毎年

※新しい休暇制度が創設されたため、指標となる実績値の算出方法を変更。併せて目標値も設定し直した（令和元年度実績以降）

①0歳児の父親である男性職員が「育児参加のための休暇」を取得した割合

②3歳までに達する児童の父親である男性職員が「育児休業」を取得した割合

## 基本目標Ⅱ あらゆる分野における女性の活躍

(※「女性活躍推進法に基づく日向日推進計画」)

### 主要課題4 働く場における女性参画推進と「仕事と生活の調和」に向けた就業環境の整備

働きたい人がその能力を十分に発揮できるようにするため、性別や雇用・就業形態に関係なく、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）\*」を実現するための環境の整備が求められています。

令和3年度も、国や県からの情報提供に努め、関係機関と連携しながら就労環境の整備を図るとともに、子育て支援や介護支援など生活環境の充実に取り組みました。「ひむか-B i z」では充実した起業支援を行うことにより過去最高の起業件数をあげたり、ファミリー・サポート・センター\*事業においても、サポート件数が全体的に増加したりするなどの状況が見られます。

一方、各種制度の利用促進に関しては、各種案内やパンフレットを配置するだけにとどまり、制度の周知が不十分であったという課題を踏まえ、さらに積極的な広報手段を考える必要があります。

#### 【男女共同参画の視点に立って取り組む事業】 令和3年度の実績及び現状・課題

番号	事業名	令和3年度 事業（取組）実績	現状と課題	担当課
26	企業に対するワーク・ライフ・バランスの推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>ワーク・ライフ・バランスが整う環境づくりや女性の雇用促進等を積極的に行う企業1社を「社員が輝く！先進企業」に認定した。</li> <li>市庁舎に国や県からの各種案内やパンフレットを配置し、市民への広報・啓発に努めた。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>制度の認知度が低いことから、効果的な周知・啓発を図っていく必要がある。</li> <li>各種案内やパンフレットを配置するだけでなく、さらに積極的な広報手段を考える必要がある。</li> </ul>	商工港湾課 総合政策課
27	妊娠・出産・育児休業・介護休業等を理由とする不利益取り扱いをなくす啓発	<ul style="list-style-type: none"> <li>市庁舎に国や県からの各種案内やパンフレットを配置し、市民への広報・啓発に努めた。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>各種案内やパンフレットを配置するだけでなく、さらに積極的な広報手段を考える必要がある。</li> </ul>	総合政策課
28	女性活躍推進法に基づく「一般事業主行動計画」*策定の促進のための企業への啓発・支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>市庁舎に国や県からの各種案内やパンフレットを配置し、市民への広報・啓発に努めた。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>各種案内やパンフレットを配置するだけでなく、さらに積極的な広報手段を考える必要がある。</li> </ul>	総合政策課
29	働く女性の母性保護と母性健康管理の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>国や県からの各種パンフレットやチラシを、市庁舎内の雇用情報コーナーに置き、周知を図った。</li> <li>就職・転応募報サイト「ひゅうがJOBナビ」への情報掲載を協議した。</li> <li>条例及び規則に基づき各種制度の適正運用</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>国や県が主となり行う業務であることから、市内事業者に対し、制度周知以上の働き掛けは難しい状況である。周知・啓発の機会を広げ、側面的に制度の利用促進を図っていく必要がある。</li> <li>適切な制度運用が行われている。引き続き、制度の周知を継続する。</li> </ul>	商工港湾課 職員課

		に努めた。産前産後休暇取得：9人		
30	職業訓練に関する情報提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日向市地域雇用創造協議会主催「日向市就職説明会」に支援機関のブースを設け、職業訓練等の情報を提供した。(11月、3月)</li> <li>・ハローワーク日向の求人情報、各種セミナー等就職・転職に関する情報を「ひゅうがJOBナビ」に掲載した。</li> <li>・市役所3階の雇用情報コーナーに職業訓練校のパンフレットやチラシを置き周知した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公的機関が実施する職業訓練やセミナーに関する情報を様々な方法で求職者に情報提供している。</li> </ul>	商工港湾課
31	雇用分野の法律や制度に関する情報提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国や県からの各種パンフレットやチラシを、市庁舎内の雇用情報コーナーに置き、周知を図った。</li> <li>・県が実施する労働に関する相談窓口について市HPにて周知を図った。</li> <li>・市庁舎や推進ルーム「さんびあ」に国や県からの各種案内やパンフレットを配置し、市民への広報・啓発に努めた。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・周知の方法が限られていたことから、機会を広げ、事業者及び労働者への情報提供を図っていく。</li> <li>・各種案内やパンフレットを配置するだけでなく、さらに積極的な広報手段を考える必要がある。</li> </ul>	商工港湾課 総合政策課
32	パートタイム労働者・派遣労働者の労働環境改善のための体制づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国や県からの各種パンフレットやチラシを、市庁舎内の雇用情報コーナーに置き、周知を図った。</li> <li>・県が実施する労働に関する相談窓口について市HPを活用し周知を図った。</li> <li>・市地域雇用創造協議会主催のセミナー案内等を、推進ルーム「さんびあ」内に配置し情報提供を行った。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国や県が主となり行う業務であることから、市内事業者に対し、制度周知以上の働き掛けは難しい状況である。周知・啓発の機会を広げ、側面的に制度の利用促進を図っていく必要がある。</li> <li>・各種案内やパンフレットを配置するだけでなく、さらに積極的な広報手段を考える必要がある。</li> </ul>	商工港湾課 総合政策課
33	再就職・就業継続希望者への情報提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国や県からの各種パンフレットやチラシを、市庁舎内の雇用情報コーナーに置き、周知を図った。</li> <li>・県が実施する労働に関する相談窓口について市HPを活用し周知を図った。</li> <li>・日向市地域雇用創造協議会主催の再就職応援セミナーを開催した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・再就職応援セミナーを開催したが、就職に繋がった求職者が少なかった。セミナー内容を見直す等の改善が必要である。</li> </ul>	商工港湾課
34	就労環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国や県からの各種パンフレットやチラシを、市庁舎内の雇用情報コーナーに置き、周知を図った。</li> <li>・県が実施する労働に関する相談窓口につい</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・周知の方法が限られていたことから、機会を広げ、事業者及び労働者への情報提供を図る。</li> <li>・育児休業制度および介護休業制度については概ね適切に運用が行われている。</li> </ul>	商工港湾課 職員課

		<p>て市HPを活用し周知を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・育児休業取得：16名、介護休暇取得：4名</li> <li>・ワークライフバランスの推進、時間外の縮減を目的にフレキシブルな働き方を推進するため「時差勤務制度」の運用を開始した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・時差勤務制度は令和3年7月に運用を開始した。今後は制度の周知を定期的に行い、ワーク・ライフ・バランスの推進や時間外勤務の縮減に努める。</li> </ul>	
35	女性活躍推進法に基づく「特定事業主行動計画」の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土木職への応募者：12名（うち女性1名）</li> <li>・建築職への応募者：4名（うち女性0名）</li> <li>・消防職への応募者：58名（うち女性3名）</li> </ul> <p>合計74人（うち女性4人 5.4%）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・技術職については、応募者が減少傾向にある。</li> </ul>	職員課
36	新しい働き方の普及促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国や県からの各種パンフレットやチラシを、市庁舎内の雇用情報コーナーに置き、周知を図った。</li> <li>・県が実施する労働に関する相談窓口について市HPを活用し周知を図った。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・周知の方法が限られていたことから、機会を広げ、事業者及び労働者への情報提供を図る。</li> </ul>	商工港湾課
37	起業者への支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「ひむか-B i z」による起業支援を行った。（新規起業件数：15件）</li> <li>・創業支援関係会議を開催した。（月1回）</li> </ul> <p>参加：日向商工会議所、東郷町商工会、日本政策金融公庫、ひむか-B i z</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業承継関係会議を開催した。（4半期に1回）</li> </ul> <p>参加：日向商工会議所、東郷町商工会、日本政策金融公庫、ひむか-B i z、県事業承継県北コーディネーター</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「ひむか-B i z」では、関係機関との連携のもと、充実した起業支援を行っており、過去最高の起業件数となった。</li> </ul>	商工港湾課
38	地域資源（直売・特産品づくり）を生かした活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日向市地域雇用創造協議会及びひむか-Bizと連携し、「特産品を活用した商品ブランディング」に関する伴走型支援を行った。</li> <li>・創業支援関係会議を開催した。（月1回）</li> </ul> <p>参加：日向商工会議所、東郷町商工会、日本政策金融公庫、ひむか-B i z</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業実績なし（観光交流課）</li> </ul> <p>・「日向地域のブランド確立推進事業」において、東郷まちづくり協議会で生産している薬草のカモミールについて、販路拡大の取り組みが新商品のカモミールジンの誕生につながった。これにより、東郷地域が注目され</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域資源を生かした新商品の開発等に留まらず、販路開拓・拡大についても伴走型支援していくことが必要である。</li> <li>・コロナ禍により直売、出店の機会がなかった。</li> <li>・カモミールは、手摘みでの収穫であるため、需要に対する収穫量の増加を図ることが課題である。</li> </ul>	商工港湾課 観光交流課 ふるさと物産振興課

		カモミールの需要が高まった。		
39	農林水産業への新規就業希望者への情報提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>・認定新規就農者（青年等就農計画の認定）4人（うち女性1人）</li> <li>・農業次世代人材投資資金の交付6人（うち女性1人）</li> <li>・トレーニングセンター研修生に対する支援0人</li> <li>・新規就農希望者に対する農地情報の提供</li> <li>・新規就農者への賃貸借権設定（うち女性2名）</li> <li>・「日向市農業委員会だより」発行：年1回（世帯配布、班回覧）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農業の魅力をどう伝えていくか、農業所得の向上と安定収入の確保が課題である。</li> </ul>	農業畜産課 農業委員会
40	家族経営協定*締結の促進及び啓発	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家族経営協定締結件数 <ul style="list-style-type: none"> <li>・新規1件（女性）</li> <li>・見直し（更新）1件（女性）</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・今後も、農業委員会と情報共有しながら、認定農業者の共同申請及び家族経営協定の締結の推進に努めたい。</li> <li>・近年は、認定農業者に共同申請を希望する経営体のみでの更新、新規締結となっている。経営主単独での認定経営体への促進及び啓発が今後の課題である。</li> </ul>	農業畜産課 農業委員会
41	誰もが安全で快適に働くための学習機会の提供	例年開催されている県主催の研修会に参加できなかった。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日向市認定農業者連絡協議会主催による研修会の開催も検討したい。</li> </ul>	農業畜産課
42	多様な保育サービスの提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>・延長保育 実施機関：公立2園、法人立24園（30分延長：10園、60分延長：16園）、利用者：公立986人、法人立26,392人</li> <li>・一時預かり 実施機関：法人立2園、利用者：679人（なお、自主事業として実施している園もある。）</li> <li>・休日保育 実施機関：法人立0園、利用者：0人</li> <li>・病後児保育 実施機関：法人立2園、利用者：1,412人</li> <li>・病児保育 実施機関：一箇所、利用者：911人</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一時預かり事業については実施園を1園増とし、事業の充実を図った。</li> </ul>	こども課
43	ヘルシースタート事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子育て世代包括支援センターにおいて、母子保健コーディネーターを中心に、養育に不安や困り感を抱える保護者に対して、産前・</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業等の周知は図られてきているが、コロナ禍により、開催中止や人数制限のため実績は前年度より減少した。CSPは参加しやすいように曜日や時間帯の設定などを工夫</li> </ul>	こども課

		産後サポート事業、家族・親子支援プログラムへのつなぎを行った。 <ul style="list-style-type: none"> <li>子育てサロン：23人（月1回開催 ※4、8、9、2月はコロナ禍で中止）</li> <li>ノーバディーズパフェクトプログラム：16人（延べ82人）</li> <li>コモンセンスペアレンティングプログラム（CSP）：オンライン開催 紹介講座：8人、連続講座：4人（延べ35人）</li> </ul> 産婦健診や家庭訪問を実施し、産後ケア事業につなげた <ul style="list-style-type: none"> <li>産後ケア事業：49人（延べ128人）</li> </ul>	しているが、参加者が減少傾向にあるため、つなぎの方法や講座の内容について、今後検討が必要である。	
44	子育て支援の拠点整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域子育て支援センター事業 実施機関：日向保育園（委託）</li> <li>つどいの広場事業 実施機関：NPO法人こども遊センター</li> <li>児童館事業 実施機関：日知屋児童センター、大王谷児童館</li> <li>学校活動に支障のない範囲で、教室や体育館、運動場を学校施設開放規則に基づき開放し、一般市民が利用している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>年度を通して、コロナ禍により、市内感染拡大期に、施設閉鎖の期間があった。</li> <li>コロナ禍により教室や体育館、運動場の開放実績が減少している。</li> </ul>	こども課 教育総務課
45	ファミリー・サポート・センター事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>実施機関：NPO法人こども遊センター</li> <li>令和3年度登録会員数：おねがい会員307名、おたすけ会員48名、両方会員7名</li> <li>サポート件数：476件（預かり127件・送迎349件）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>会員数は横ばいだが、サポート件数は預かりも回復基調にあり、全体的に増加した。</li> </ul>	こども課
46	地域包括支援センター運営事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>市内地域包括支援センター5か所で、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できるように、総合的な相談支援、権利擁護、介護予防等、包括的支援事業を実施した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>高齢者の増加に伴うニーズに対応していくために、包括的に高齢者を支援する体制の継続と、関係機関との連携を強化する必要がある。</li> </ul>	高齢者あんしん課

#### 主要課題4 数値目標

	項目	基準 平成27年度	実績 令和2年度	実績 令和3年度	目標値 令和3年度	達成率	数値の調査方法	数値の 公表頻度
9	「仕事と家庭の両立応援宣言」 を行う企業数	34社	60社	63社	60社	105.0%	宮崎県HP（宮崎県商工観光 労働部）	毎年
10	家族経営協定締結農家数	23戸	24戸	25戸	25戸	100.0%	家族経営協定及び農村女性 登用に関する実態調査（農業 委員会、農業畜産課）	毎年
11	女性活躍推進法における一般事 業主行動計画策定届出数（従業員 300人以下の企業）	—	23社	12社	20社	60.0%	厚生労働省HP	毎年

#### 主要課題5 多様化する家族形態への対応と困難を抱えた人に対する環境整備

急速な少子高齢化の進行や価値観の多様化に伴い、生活形態や家族形態も変化しています。生活上の困難に陥りやすい非正規労働者やひとり親家庭が増加している今日、セーフティネットの機能として、生活上の困難に対する支援とその連鎖を防止するための取組は大変重要となっています。

このようなことから、個人の様々な生き方に沿った切れ目のない支援や、高齢者、障がいのある人、外国人、性的マイノリティ\*の人々など、困難を抱えた人たちが安心して暮らせるような環境整備を図ってきましたが、今後は各種制度等についての積極的な周知を図る必要があります。

#### 【男女共同参画の視点に立って取り組む事業】 令和3年度の実績及び現状・課題

番号	事業名	令和3年度 事業（取組）実績	現状と課題	担当課
47	子育てに係る経済的 負担の軽減	<ul style="list-style-type: none"> <li>子ども（乳幼児）医療費助成事業 対象者：中学校修了まで 自己負担：350円／月</li> <li>児童手当給付事業 対象者：中学校修了までの児童を養育して いる方 ※3歳未満 15,000円 3歳以上～小学校修了前 10,000円 "（第3子以降）15,000円 中学生 10,000円 所得制限対象者（特例給付） 5,000円</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>各事業について周知が図られ、利用に至っている。</li> </ul>	こども課
48	児童虐待防止に向け た対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>要保護児童対策地域協議会の開催</li> <li>乳児家庭全戸訪問事業、養育支援事業、児</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>虐待に至らないように、養育に不安がある時点で介入・ 相談対応を行い、養育不安の重篤化や虐待の防止に努め</li> </ul>	こども課

		童相談	る。	
49	育児相談の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・乳幼児健診や各種相談、乳児家庭全戸訪問など、あらゆる場面において育児に関する相談を受け、適切な助言を行うとともに、産前・産後サポート事業や産後ケア事業などにつながり、家庭や地域での孤立感の解消や育児不安の解消を図れるよう支援を行った。</li> <li>心身ともに負担が大きい多胎児の養育家庭に対して、多胎児だけの子育てサロンや家事・育児支援のための多胎妊産婦サポーター事業を開始。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・育児相談は継続して実施する。多胎児の子育てサロンやサポーター事業は、初年度の利用者が少なかったため、対象者への周知が必要である。</li> </ul>	こども課
50	民生委員・児童委員等の活動促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・情報共有等 主任児童委員を中心に要保護児童対策地域協議会での情報共有、地域で登下校時の見守り支援を行なった。</li> <li>・研修等 地区民児協定例会において、すべての地区で「要保護児童地域対策協議会」についてこども課の担当者から説明を受けた。令和2年度と同様に、日向市民生委員児童委員協議会児童部会が、「要保護児童地域対策協議会研修」や「日向市のこども事情についての研修」を予定していたがコロナ禍の影響により中止となった。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地区民児協定例会において、情報共有や意見交換が行われている。今後も継続して、相談員としてのスキルアップや定期的な情報共有等を通じた支援の充実を図る必要がある。</li> </ul>	福祉課
51	地域社会全体で子どもを育む支援体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・放課後子ども教室実施教室：7教室（平岩小・細島小・塩見小・美々津小・寺迫小・東郷小2教室）、利用者数：221人</li> <li>・ファミリー・サポート・センター事業 実施機関：NPO法人こども遊センター 令和3年度登録会員数：おねがい会員307名、おたすけ会員48名、両方会員7名 サポート件数：476件（預かり127件、送迎349件）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・コロナ禍にあっても、子どもたちの安全で安心して過ごすことのできる居場所として開設することができた。</li> <li>その一方で子どもたちの活動を見守るサポーターが高齢化している教室もあり、新たなサポーターの確保が課題である。</li> <li>・ファミリー・サポート・センターの会員数は横ばいだが、サポート件数は預かりも回復基調にあり、全体的に増加した。</li> </ul>	生涯学習課 こども課
52	ひとり親家庭への支援体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童扶養手当給付事業（年6回支給）</li> <li>・母子及び父子家庭等医療費助成事業</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各事業について周知が図られ、利用に至っている。</li> </ul>	こども課

		<ul style="list-style-type: none"> <li>・高等職業訓練促進給付金費等事業</li> <li>・自立支援教育訓練給付金事業</li> <li>・母子寡婦世帯生活つなぎ資金貸付事業</li> <li>・母子家庭等日常生活支援事業</li> <li>・母子寡婦福祉資金貸付事業</li> </ul>		
53	ひとり親家庭に対する保育所への優先的入居	ひとり親世帯の入所児童数 244人 (13.4%) (令和4年3月1日現在)	・引き続き保護者の就労と子育ての両立のため保育所(園)の入所の支援を行う。	こども課
54	ひとり親家庭の就業環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高等技能訓練促進費等事業(利用者8人)</li> <li>・自立支援教育訓練給付金事業(利用者2人)</li> </ul>	・利用者は増加しているものの、両事業とも積極的な周知を図る必要がある。	こども課
55	高齢期を見据えた若年期からの教育・学習の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・キャリア教育を核とした、職業観・勤労観の育成を目指し、小学校、中学校の9年を見通した教育の取組を継続して行った。</li> <li>・コロナ禍により、企業と連携した出前授業の実施が制限された。また、いくつかの中学校では、職場体験学習を中止とした。</li> <li>・自主学級においてそれぞれの活動目標に対し、講師を招いての講座や現地に出掛けての研修に取り組んだ。家庭教育学級:10学級</li> <li>・市庁舎や推進ルーム「さんびあ」に国や県からの各種案内やパンフレットを配置し、市民への広報・啓発に努めた。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・コロナ禍により職場体験学習が思うように実施できない現状があり、協力事業所も十分ではない。今後、職場体験学習(社会体験学習)の全中学校での実施を通して、勤労観のみならず、自立を見据えた生活設計の在り方も学べるよう地域社会と連携を図る必要がある。</li> <li>・コロナ禍にあつて学級生が集まっての開催が難しい学級が多くあつた。さらに開催した学級にあつても実施回数が少ない状況であつた。</li> <li>・各種案内やパンフレットを配置するだけでなく、さらに積極的な広報手段を考える必要がある。</li> </ul>	学校教育課 生涯学習課 総合政策課
56	高齢者の自立した生活を支えるサービスの充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・要介護・要支援認定者に対して介護保険サービスによる住宅改修を行い、在宅での生活が継続できるよう支援した。</li> </ul> 要介護認定者 125名 給付額 8,228,548円 要支援認定者 90名 給付額 5,049,022円	・要介護・要支援認定を受けている方に対し、20万円を上限に給付する介護保険給付事業である。要介護・要支援の認定者が減少傾向となっているため、住宅改修を希望する方も減少している。	高齢者あんしん課
57	高齢者虐待への対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者虐待に関する相談を受けた。地域包括支援センター、民生委員・児童委員、警察署等と連携し、虐待の未然防止、虐待が発生した場合の対象者や養護者の支援に取り組んだ。</li> </ul> 通報件数 18件 認定件数 3件	・全国的に高齢者虐待案件は増加傾向にあり、本市においても、引き続き高齢者の権利擁護に努めていく必要がある。	高齢者あんしん課

58	介護相談員派遣事業	・令和2年度で介護相談員派遣事業が終了したため、実績なし。	－	高齢者あんしん課
59	多様な生活形態を支援する広報・啓発の推進	・おはなしサロン（日向市障がい者センター「あいとぴあ」）：コロナ禍により開催できず ・市庁舎や推進ルーム「さんびあ」に国や県からの各種案内やパンフレットを配置し、市民への広報・啓発に努めた。高齢者学級、女性学級等に、男女共同参画推進を図るための研修講師案内のチラシを配布した。	・コロナ禍によりおはなしサロンの開催を中止している。新型コロナウイルス感染症感染対策を行いながら、開催方法を模索していく必要がある。開催場所なども検討する。 ・各種学級に講師派遣のチラシ配布を行ったが、派遣実績はなかった。各種案内やパンフレットを配置するだけでなく、さらに積極的な広報手段を考える必要がある。	福祉課 総合政策課
60	障がいのある人への生活支援	・障がいのある人から寄せられた「困りごと」や「生活しづらさ」を解消するため、関係機関が連携して、自立した生活に向けての支援に取り組んだ。	・市が委託している基幹相談支援センターに寄せられた相談に対し、きめ細やかな支援を実施した。令和4年度から新たに相談支援事業を委託した「地域活動支援センターこころ」の相談機能の強化を図る必要がある。	福祉課
61	外出支援の環境づくり	・ぶらっとバス+南部ぶらっとバス 利用者数：59,975人、運行日数：360日（週7日） ・乗合バスとうごう 利用者数：3,469人、運行日数：242日（週5日） ・乗合バスなんぶ 利用者数：395人、運行日数：121日（週3日） ・乗合タクシーほそしま 利用者数：199人、運行日数：94日（週3日）	・コロナ禍により、前年度に引き続き利用者が減少した。バス利用への周知活動を図るとともに、地域公共交通計画の策定により、持続可能な地域公共交通の在り方を検討する。	総合政策課
62	公共施設のバリアフリー化の推進	・塩見美々津線歩道整備 橋梁上部工 橋桁架設 L=26.8m ・日向市駅東口駅前広場内の既設点字ブロックの陥没に伴い、修繕工事を実施 面積：2㎡ ・公共施設のバリアフリー化実施箇所：財光寺北住宅3号棟、内容：外部の段差解消	・当該地区は、市道周辺に学校や病院がありながら、幹線道路の歩道が未整備であることから、歩道整備により主に通学生の安全確保と通行車両との混在の解消を図る。 ・車両乗入部における点字ブロックの陥没等が多く見られるため、定期的な点検が必要である。 ・公営住宅の外壁改修等に合わせて、外部の段差解消を実施した。	建設課 市街地整備課 建築住宅課
63	消費者啓発事業	・消費生活出前講座：10回、参加者：316人 高齢者クラブ・いきいきサロン・高校・保育園等 ・消費生活講演会：中止	・出前講座については、感染対策を講じながら慎重に実施していくとともに、効果的な啓発方法を検討していく必要がある。	市民課

		<ul style="list-style-type: none"> <li>・消費生活関連相談件数：354件</li> <li>・消費生活関連情報紙「カモちゃんニュース」発行：定期発行4回、臨時発行1回</li> <li>・ラジオ出演による情報発信（12回） FMひゅうが「暮らしの“もしも”メモ」</li> </ul>		
64	外国人が安心して暮らせる環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・在住外国人支援の観点から、多文化共生アンケート（在住外国人及び企業担当者向け）を実施したほか、11月に防災・観光交流バスツアーを開催し、市内在住のベトナム人10名の参加があった。</li> <li>・市職員向け「やさしい日本語」講座を開催した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・多文化共生アンケートから見えてきた課題に対して、市が取り組めるものから実施して、在住外国人を支援する必要がある。</li> </ul>	地域コミュニティ課
65	性的マイノリティへの理解促進のための啓発及び支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・性的少数者の尊厳を象徴するレインボーフラッグ*を全庁的に掲示し、市職員を中心に性的少数者への理解促進を図った。</li> <li>また、人権全般についての研修の中で、性的少数者の人権もテーマの一つに取り上げた。</li> <li>①人権出前講座：1回 参加者：5人</li> <li>②市職員向け：1回（新規採用職員研修） 参加者：24人</li> <li>・パートナーシップ宣誓制度開始に向け、全職員を対象とした市職員研修を実施し、性的少数者への理解を深めた。</li> <li>第1回：12月22日 第2回：令和4年2月8日</li> <li>講師：LGBT交流会レインボービュー宮崎</li> <li>・県立富島高等学校の全生徒及び教職員を対象に、性的少数者に関する人権研修を実施した。</li> <li>日時：11月17日 参加者数：550人</li> <li>講師：LGBT交流会レインボービュー宮崎</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日向市でも令和4年度の早い時期でのパートナーシップ宣誓制度開始を目指しており、性的少数者への差別・偏見といった人権課題の解決が求められるとともに、支援の輪を広げていくことが重要である。</li> </ul>	地域コミュニティ課

## 主要課題5 数値目標

	項目	基準 平成27年度	実績 令和2年度	実績 令和3年度	目標値 令和3年度	達成率	数値の調査方法	数値の 公表頻度
12	ファミリー・サポート・センター 一年間利用者数	336人	410人	476人	400人	119.0%	こども課実績データ	毎年
13	高等職業訓練促進給付受給者の 就職率	100%	100%	100%	100%	100.0%	こども課実績データ	毎年
14	児童虐待防止に関する啓発活動 の回数	3回	2回	3回	5回	60.0%	こども課実績データ	毎年
15	就労移行支援事業などの利用者 数	277人	131人	332人	306人	108.5%	福祉課実績データ	毎年
16	地域で自主的に開催している介 護予防教室の数	5か所	83か所	83か所	50か所	166.0%	高齢者あんしん課 実績データ	毎年

## 主要課題6 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

政策・方針決定過程における男女共同参画を進めることは、多様化・複雑化する地域課題の解決に関し、様々な立場の市民の声を反映することができ、一人ひとりが大切にされるまちづくりにつながります。

しかし、現在、政策・方針決定過程への女性の参画の状況は十分であるとは言えず、特にあて職等で任命されている委員については、女性委員登用が難しい状況があります。今後とも、各種研修等を通じ、女性の参画拡大に向けた一人ひとりの意識改革や人材育成に努める必要があります。

### 【男女共同参画の視点に立って取り組む事業】 令和3年度の実績及び現状・課題

番号	事業名	令和3年度 事業（取組）実績	現状と課題	担当課
66	審議会等への女性の 参画の拡大	・審議会等に占める女性委員の割合：21.2% (令和3年4月1日現在) ・男女共同参画行政推進幹事会において、審議会等への女性委員登用（目標値40%）を呼びかけた。また、各課に対し、積極的な女性委員登用を促すための依頼文を发出した。	・あて職で任命されている委員については、女性登用が難しい状況がある。市民公募委員等で女性委員を増やすよう、努める必要がある。 ・ここ数年、審議会等への女性委員の登用率は減少している。委員選任の方法等を見直すなど、具体的な対策を進める必要がある。	総合政策課 関係各課
67	各種団体への女性参 画の働きかけ	・各種団体を所管する関係各課において、審議会等への女性委員の登用や各種学習会等への案内に努めた。	・関係各課から、審議会等への女性委員の積極的な登用を依頼している。	関係各課
68	審議会等における女	・庁内の各審議会での女性委員選考に際し、	・各課に対し、人材リスト提供を積極的に行う必要がある。	総合政策課

	性委員に関する人材リストの整備	人材リストをもとにした情報提供を行った。 リスト掲載者数：延べ219名		
69	パブリックコメント制度の周知	・関係各課で本制度を活用し、出された意見を考慮しながら計画等を策定した。	・パブリックコメント制度を活用し、各種計画が策定されている。	関係各課
70	農業関係審議会等における女性参画の推進	・日向市人・農地プラン作成検討会議委員13人中、女性4人を選任し、多様な意見の反映に努めた。 ・第24期日向市農業委員14名のうち女性委員1名（任期：令和5年7月19日まで） ・農地利用最適化推進委員16名のうち女性委員1名 ・農業者年金加入推進部長 農業委員3名のうち女性委員1名	・人・農地プランの作成に女性の立場からの意見は重要であることから、今後も女性委員の選任を行っていくことが課題である。 ・新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、女性農業者が集まる会への参加ができず、次期改選に向けた働きかけができていない。	農業畜産課 農業委員会
71	経営管理能力の向上に関する研修の実施	・日向市認定農業者連絡協議会事務局として、例年女性農業者を対象とした研修会を実施しているが、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から中止とした。	・コロナ禍における実施方法を考える。	農業畜産課
72	生活研究グループへの支援	・日向・東臼杵農山村女性会議（会員：女性17人）主催の視察研修を行った。	・会員の高齢化が課題である。	農業畜産課
73	女性認定農業者の育成	・市認定農業者154経営体中、 女性経営主 10経営体 女性を含む共同申請 10経営体	・農業者の減少が進む中、女性認定農業者の育成及び確保が課題である。	農業畜産課 農業委員会
74	パートナーとしての経営参画の支援	・女性農業委員及び農地利用最適化推進委員2名に対して、農業会議等が主催する研修会等への参加を呼びかけた。	・コロナ禍により研修会等が開催されず、参加することができなかった。	農業委員会
75	女性のエンパワーメントを目的とした学習の充実	・推進ルーム「さんぴあ」主催講座 開催数：1回 参加者：20人（うちオンライン参加：3人）	・参加者の固定化が見られるため、講座の周知方法を検討する必要がある。	関係各課
76	ポジティブ・アクションに関する情報提供	・推進ルーム「さんぴあ」に各種リーフレットを配置し、啓発に努めた。	・リーフレットの配置にとどまっていることから、今後は新しい周知の検討が必要である。	総合政策課
77	女性活躍推進法に基づく「特定事業主行動計画」の推進	・係長以上の女性職員の割合：185名中55名（29.73%）	・引き続き女性活躍推進法に基づく「特定事業主行動計画」の推進に努める。	職員課
78	市職員への研修	・男女を問わず、各種研修の機会を提供した。 男女共同参画に係る職員研修 キャリアアップセミナー	・宿泊を伴う研修の場合は、女性職員の受講率が低い傾向にある。	職員課

## 主要課題6 数値目標

	項目	基準 平成27年度	実績 令和2年度	実績 令和3年度	目標値 令和3年度	達成率	数値の調査方法	数値の 公表頻度
17	審議会等委員に占める女性の割合	22.9%	23.1%	21.2%	40.0%	53.0%	総合政策課データ	毎年
18	市の職員の係長職以上に占める女性の割合	19.9%	27.3%	29.73%	25.0%	118.9%	職員課データ	毎年
19	女性認定農業者数	6経営体	9経営体	10経営体	8経営体	125.0%	認定農業者及び認定新規就農者の認定状況の把握 (農業畜産課)	毎年

## 主要課題7 男女共同参画の視点に立った地域づくり・防災体制の推進

近年、地域課題は多様化・高度化していることから、その解決に向けて、様々な視点からの協働による地域づくりを進めてきました。コロナ禍により活動が十分にできなかった事業も多く見られましたが、防災分野においては、市民目線に立った防災対策が重要であることから、様々な被災地の教訓を踏まえつつ、性別にかかわらず一人ひとりの人権を尊重するため「男女共同参画の視点」を積極的に取り入れ、協働による地域づくり、防災体制の推進に取り組みました。防災や消防の分野においても、女性参画が課題となりました。

### 【男女共同参画の視点に立って取り組む事業】 令和3年度の実績及び現状・課題

番号	事業名	令和3年度 事業（取組） 実績	現状と課題	担当課
79	放課後児童対策の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童館事業 実施機関：日知屋児童センター、大王谷児童館</li> <li>・放課後児童健全育成事業（児童クラブ） 市内11か所で実施。概ね小学1～3年生が対象。定員420人。</li> <li>・放課後子ども教室実施教室数：7教室（平岩小・細島小・塩見小・美々津小・寺迫小・東郷小2教室）、利用者数：221人</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・定員よりも申込数が多く、年度当初に「空き待ち」が生じる。更なる民間施設を活用した児童クラブの開設の検討が必要である。</li> <li>・コロナ禍にあっても、子どもたちの安全で安心して過ごすことのできる居場所として開設することができた。その一方で子どもたちの活動を見守るサポーターが高齢化している教室もあり、新たなサポーターの確保が課題である。</li> </ul>	こども課 生涯学習課
80	子どもを見守るための地域の連携・活動の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市駐車場における啓発キャンペーン及び庁舎特設ブースでの地域・交通安全啓発活動（5回）</li> <li>・全小中学校におけるコミュニティ・スクール*制度を活用し、学校運営協議会を開催し、学校の経営方針や活動内容について、地域と</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・啓発キャンペーン開催時に人員が不足し、係だけでは対応が困難である。</li> <li>・地域学校協働本部に配置されているコーディネーターを中心に、中学校における他校との連携を図ることで、更なる活動の充実を図る必要がある。</li> <li>・コロナ禍にあって活動団体が少なくなった。さらに、活</li> </ul>	市民課 学校教育課 生涯学習課

		<p>の協働を図りながら決定することができた。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域学校協働活動により地域資源を生かした教育を行うことができた。</li> <li>・地域教育力活性化推進事業 自治会、育成会等6団体で実施。米づくりや野菜づくりなどの自然体験活動といった地域の大人と子どもたちとの世代間交流活動をとおして、子どもたちの豊かな心とたくましく生きる力を育んだ。</li> </ul>	<p>動した団体にあっても当初計画していた活動ができず、規模を縮小して行った団体もあった。なお、活動に参加した大人と子どもの割合はほぼ同じであり、地域の大人たちが積極的に参加し、子どもたちの健全育成に寄与することができた。</p>	
81	子どもの緊急避難場所の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県子どもの安全を守る連絡会が行っている「子ども110番・おたすけハウス」については、各学校において地域の子どもの避難所を把握している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の子どもの避難所としての「子ども110番・おたすけハウス」については、各学校において把握ができています。</li> </ul>	生涯学習課
82	地域活動における男女共同参画の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・男女共同参画講座 開催数：6回、参加者：90名</li> <li>・体験型講座 開催数：4回、参加者：延べ40名</li> <li>・出前講座 開催なし</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・参加者の固定化が見られるため、講座の周知方法を検討する必要がある。</li> </ul>	総合政策課
83	地域交流の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民活動支援センターの利用促進の取組 指定管理者による広報誌「さんぴあ」の発行（年3回発行）</li> <li>・日向市区長公民館長連合会と連携した区加入促進への取組 区加入強化月間：6月～7月 未加入世帯への訪問件数：1,597件（うち区加入件数：226件）</li> <li>・指定管理者による男女共同参画基礎講座において、女性が地域づくりに中心的存在として活躍できる仕組みづくり等を学習した。</li> <li>・地域教育力活性化推進事業 自治会、育成会等6団体で実施。米づくりや野菜づくりなどの自然体験活動といった地域の大人と子どもたちとの世代間交流活動をとおして、子どもたちの豊かな心とたくましく生きる力を育んだ。</li> <li>・コロナ禍により、地域活動の実施が制限さ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・アパート等の単身世帯に向けた区加入促進対策を講じる必要がある。</li> <li>・コロナ禍にあっても活動団体が少なくなった。さらに活動した団体にあっても当初計画していた活動ができず、規模を縮小して行ったところもあった。なお、活動に参加した大人と子どもの割合はほぼ同じであり、地域の大人たちが積極的に参加し、子どもたちの健全育成に寄与することができた。</li> <li>・コロナ禍により地域行事等が制限され、地域活動を十分に行えなかったが、今後も、地域活動への参加を促す取り組みを継続していく必要がある。</li> </ul>	地域コミュニティ課 生涯学習課 学校教育課

		れ、日常生活における男女共同参画社会づくりへの理解を深める機会が十分に設定できなかった。		
84	市民活動団体リーダー養成事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ひまわり基金人材づくり事業「ひまわり塾～SDGs編～」の実施</li> <li>塾生 20人（男性 13人、女性 7人）</li> <li>講座回数：全 8回</li> <li>講座では、市内の今後の課題解決に活かす様々なアイデアについて学習した。その後、12月の公開プレゼンテーションにおいて、「地域での活動の提案」や「市(行政)と取り組む提案」等、実行性のあるプランを発表した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「ひまわり塾～SDGs編～」の塾生募集については、様々な方法で周知したが、募集当初は応募者が少なく、塾生の確保が課題となった。様々な分野で地域の担い手が求められているため、市民が参加しやすい講座の内容等に見直していく必要がある。</li> </ul>	地域コミュニティ課
85	防災対策における男女共同参画の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難所への女性職員の配置</li> <li>・日向市備蓄計画*に基づき粉ミルク等を購入</li> <li>・日向市地域防災計画の見直し</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日向市防災会議委員については、関係機関に男女共同参画に配慮した推薦をお願いしているが、あて職となっているため、委員に占める女性の割合が増えないのが現状である。</li> </ul>	防災推進課
86	地域における防災意識の向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・男女共同参画社会づくり推進ルーム“さんぴあ”のほか、様々な団体等に対する防災講話の開催</li> <li>・男女共同参画など多様な主体による防災対策をテーマにした日向市防災講演会（オンライン）を開催</li> <li>・避難所担当者向け運営訓練の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・コロナ禍により、地域や団体による防災講話や防災訓練の実施機会が減少している。</li> </ul>	防災推進課
87	消防団の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消防団：1年を通して活動</li> <li>・参加者数：女性消防部員数 26名（3名増） 婦人防火クラブ 20名</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消防団活性化のため、女性の入団促進活動を活発に行う予定であったが、令和3年度も十分な勧誘活動が行えず、若干の増員しか見込めなかった。</li> </ul>	消防本部
88	環境保全に関する学習機会の提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>・出前講座：7件、参加者：179人</li> <li>施設見学：1件、参加者：2人</li> <li>合計8件 参加者：181人</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・コロナ禍において、まん延防止期間等もあり、実施件数、参加人数とも減少した。</li> </ul>	環境政策課
89	観光ボランティアガイドの養成	事業実績なし	<ul style="list-style-type: none"> <li>・コロナ禍によりイベント等がなく、ボランティア養成の機会がなかった。</li> </ul>	観光交流課

## 主要課題7 数値目標

	項目	基準 平成27年度	実績 令和2年度	実績 令和3年度	目標値 令和3年度	達成率	数値の調査方法	数値の 公表頻度
20	男女共同参画社会づくり推進ルームで開催する地域づくり・防災講座の受講者数	18人	28人	21人	50人	42.0%	総合政策課データ	毎年
21	消防団実員数に占める女性の割合	2.0%	2.5%	2.8%	5.0%	56.0%	消防本部データ	毎年

## 基本目標Ⅲ 安全・安心な暮らしの実現

### 主要課題8 女性の人権を侵害するあらゆる形態の暴力の防止と救済に向けた環境の整備

※「第2次日向市配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援計画」

社会全体として根強く残る固定的な性別役割分担意識、経済力の格差、上下関係などを背景とした配偶者等からの暴力（DV）\*は、被害者の人権を著しく侵害する行為であり、根絶すべき重要な課題です。これらの暴力根絶のためには、配偶者等からの暴力は個人の問題ではなく、社会の構造的な問題であるという認識が重要です。また、ソーシャル・ネットワークワーキング・サービス（SNS）\*の拡がりに伴い、これらを利用した交際相手からの暴力や性犯罪も若年化、多様化し、社会問題となっています。

こうした状況を踏まえ、暴力を生まないための予防教育をはじめ、暴力を容認しない社会環境の整備等、暴力の根絶のための基盤づくりの強化を図るとともに、国や県及び関係機関、団体と連携した取組を進めてきました。今後とも、関係する職員等に対する効果的な研修の実施や、関係機関との連携強化を図る必要があります。

#### ●第2次日向市配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援計画における施策体系

<b>I</b>	<b>暴力を許さない社会づくり</b>
1	暴力を許さない人権教育・啓発の推進
2	配偶者等からの暴力に対する理解の促進
3	デートDV*の防止に向けた教育・啓発の推進
<b>II</b>	<b>安心して相談できる体制の確立</b>
4	相談体制の整備と充実
5	被害者の立場に立った関係機関との連携の強化
6	苦情等への適切な対応体制の整備

<b>Ⅲ</b>	<b>被害者の安全と安心の確保</b>
7	被害者の保護と安全確保
8	被害者の安全を守る各種制度の周知と適切な運用
9	配偶者等からの暴力のある家庭に育つ子どもへの支援
10	早期発見・未然防止のための仕組みづくり
11	支援者の安全確保
<b>Ⅳ</b>	<b>被害者への生活再建支援</b>
12	安定した暮らしを守るための生活・経済的支援
13	住宅確保のための支援

### 【男女共同参画の視点に立って取り組む事業】 令和3年度の実績及び現状・課題

#### I 暴力を許さない社会づくり

##### 1 暴力を許さない人権教育・啓発の推進

番号	事業名	令和3年度 事業（取組）実績	現状と課題	担当課
90	地域における人権教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>人権全般についての研修の中で、DVについてもテーマの一つに取り上げた。</li> <li>①人権出前講座：1回 参加者：5人</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市民一人ひとりが、学校や家庭、地域社会などあらゆる場を通じて、DVに対する正しい理解を深め、それが日常生活の中で態度や行動として根づくことを目指して、より効果的な啓発を進めることが重要である。</li> </ul>	地域コミュニティ課
91	家庭教育における人権教育の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>人権全般についての研修の中で、DVについてもテーマの一つに取り上げた。</li> <li>①人権出前講座：1回 参加者：5人</li> <li>家庭教育学級で人権に関する学習を行った学級数：1学級</li> <li>人権講座開催数：4回、延べ参加者数：286人</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市民一人ひとりが、学校や家庭、地域社会などあらゆる場を通じて、DVに対する正しい理解を深め、それが日常生活の中で態度や行動として根づくことを目指して、より効果的な啓発を進めることが重要である。</li> <li>家庭教育学級のうち人権に関する講座に取り組んだ学級は、1学級と少なかった。人権講座の一つのメニューとして家庭教育学級の学級生が興味を持つような内容に検討していく必要がある。また、新型コロナウイルス感染症の状況によっては、オンライン開催も検討していく必要がある。</li> </ul>	地域コミュニティ課 生涯学習課
92	学校、幼稚園における人権教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>県立富島高等学校の全生徒を対象とした性的少数者に関する人権研修の際、デートDV*に関するパンフレットを配布し、啓発を行</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市民一人ひとりが、学校や家庭、地域社会などあらゆる場を通じて、DVに対する正しい理解を深め、それが日常生活の中で態度や行動として根づくことを目指して、より</li> </ul>	地域コミュニティ課 学校教育課

		<p>った。</p> <p>配布日時：11月17日、配布数：550</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・校長会を通じて、全ての小中学校で人権・同和教育の視点から指導を行うよう依頼した。</li> <li>・管理職を対象としたコンプライアンス研修を実施した。</li> </ul>	<p>効果的な啓発を進めることが重要である。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・教職員を対象とした研修の場を活用して、「日向市全ての人の人権が尊重されるまちづくり条例」のパンフレットを配付し説明するとともに、体罰根絶についても注意喚起を行った。</li> </ul>	
93	職場における人権教育の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人権全般についての研修の中で、DVについてもテーマの一つに取り上げた。</li> <li>①人権出前講座：1回、参加者：5人</li> <li>②市職員向け：1回（新規採用職員研修）参加者：24人</li> <li>③県立富島高等学校の全生徒及び教職員を対象とした性的少数者に関する人権研修の際、デートDVに関するパンフレットを配布し、啓発を行った。</li> </ul> <p>日時：11月17日、参加者数：550人</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民一人ひとりが、学校や家庭、地域社会などあらゆる場を通じて、DVに対する正しい理解を深め、それが日常生活の中で態度や行動として根づくことを目指して、より効果的な啓発を進めることが重要である。</li> </ul>	地域コミュニティ課
94	多様な機会を捉えた広報・啓発の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「女性に対する暴力をなくす週間」（11月12日～25日）啓発活動（パネル展）</li> <li>・さんぴあ主催のDV講座（12月17日）</li> <li>・FMひゅうがでの啓発</li> <li>・市ホームページでの啓発</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「女性に対する暴力をなくす週間」パネル展では、児童虐待防止との連携企画を実施した。今後とも、関係分野と連携し、周知啓発に努める。</li> </ul>	総合政策課
95	問題解決を暴力に頼らない教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道徳科の授業や学級活動において、自己肯定感を高め、互いを認め合う指導や、コミュニケーションスキルの育成をめざした指導を行った。</li> <li>・長期休業明け前10日間を目途に「日向市のいのちの大切さを考える週間（期間）」を設定し、全小・中学校において、気になる児童生徒への声かけや電話連絡、いのちの大切さについて考える講話や授業の実践を行うことで、個人の尊厳について考えを深めさせた。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・取組の更なる充実を図るため、関係機関との連携を図るとともに、アンケートや教育相談を活用し、実態の把握に鋭意努めていく必要がある。</li> </ul>	学校教育課
96	問題解決を暴力に頼らないコミュニケーションについての広	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「女性に対する暴力をなくす週間」（11月12日～25日）啓発活動（パネル展）</li> <li>・推進ルーム「さんぴあ」主催のDV講座</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広報紙、市ホームページでの啓発のほか、FMひゅうがも活用したが、これらの媒体を利用することが少ない世代への周知啓発方法を検討する必要がある。</li> </ul>	総合政策課

	報・啓発の推進	(12月17日) ・FMひゅうがでの啓発 ・市ホームページでの啓発		
--	---------	---	--	--

## I 暴力を許さない社会づくり

### 2 配偶者等からの暴力に対する理解の促進

番号	事業名	令和3年度 事業（取組）実績	現状と課題	担当課
97	「女性に対する暴力をなくす運動（11月12日～11月25日）の周知	・「女性に対する暴力をなくす週間」（11月12日～25日）啓発活動（パネル展） ・さんぴあ主催のDV講座（12月17日） ・FMひゅうがでの啓発 ・市ホームページでの啓発	・広報紙、市ホームページでの啓発のほか、FMひゅうがも活用したが、これらの媒体を利用することが少ない世代への周知啓発方法を検討する必要がある。	総合政策課
98	性暴力や性の商品化防止に関する情報提供	・市ホームページでの「若年層の性暴力被害予防月間」の周知啓発（4月） ・市民課窓口、総合政策課でのチラシ配置 ・市役所内掲示板へのポスターの掲示 ・「白いポスト運動」による環境浄化実施回数：7回 回収件数：307件	・広報紙、市ホームページでの広報も実施したが、これらの媒体を利用することが少ない世代への周知啓発方法を検討する必要がある。 ・警察と一緒に回収することで連携を図ることができており、様々な情報を収集することも期待できる。	総合政策課 生涯学習課
99	広報紙やリーフレットを活用した啓発の実施	・「女性に対する暴力をなくす週間」（11月12日～25日）啓発活動（パネル展） ・推進ルーム「さんぴあ」主催のDV講座（12月17日） ・FMひゅうがでの啓発 ・市ホームページでの啓発	・広報紙、市ホームページでの啓発のほか、FMひゅうがも活用したが、これらの媒体を利用することが少ない世代への周知啓発方法を検討する必要がある。	総合政策課
100	講演会や研修会の開催による啓発の実施	・新規採用職員研修 開催数：1回、参加者：24人、対象：新規採用職員 ・市職員研修「DVの実態～求められる支援」開催数：1回、参加者：27人 ・推進ルーム「さんぴあ」男女共同参画講座「DV講座」、開催数：1回、参加者：19人 ・民生委員を対象としたDV防止講座 開催数：1回 参加者18人	・これまで実施できていなかった民生委員を対象としたDV防止講座を実施した。あらゆる人たちに対する講演会や研修会を実施する。	総合政策課
101	講演会に参加する人への配慮	推進ルーム「さんぴあ」の講座開催の案内を市内の県立高校あてにも行い、高校生への周知も図った。	・広報紙やホームページでの周知を図っているが、これらの媒体を利用することが少ない世代への周知方法を検討する必要がある。	関係各課

102	書籍やDVD等の関連情報の整備・提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>啓発週間に併せた図書の展示、貸出。</li> <li>女性に対する暴力をなくす運動期間 パネル展示 (11/25~12/2)</li> <li>年間を通じて、関連のポスターの掲示やチラシ等の配布</li> <li>推進ルーム「さんぴあ」での書籍やビデオ貸出</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>パネル展示との相乗効果を図るため、パネルコーナーに関連図書を展示、貸出を行った。</li> <li>貸出利用が少ないため、促進を図る工夫が必要である。</li> <li>推進ルーム「さんぴあ」で書籍やビデオ貸し出しを行っているが、あまり周知されておらず、活用が図られているとは言い難い。周知方法を検討する必要がある。</li> </ul>	図書館 総合政策課
103	加害予防の観点からの広報・啓発の在り方の検討	<ul style="list-style-type: none"> <li>「女性に対する暴力をなくす週間」(11月12日~25日) 啓発活動 (パネル展)</li> <li>推進ルーム「さんぴあ」主催のDV講座 (12月17日)</li> <li>FMひゅうがでの啓発</li> <li>市ホームページでの啓発</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>広報紙、市ホームページでの啓発を実施したが、これらの媒体を利用することが少ない世代への周知啓発方法を検討する必要がある。</li> </ul>	総合政策課

## I 暴力を許さない社会づくり

### 3 デートDV\*の防止に向けた教育・啓発の推進

番号	事業名	令和3年度 事業(取組)実績	現状と課題	担当課
104	デートDV防止に関する広報・啓発の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>「女性に対する暴力をなくす週間」(11月12日~25日) 啓発活動 (パネル展)</li> <li>推進ルーム「さんぴあ」主催のDV講座 (12月17日)</li> <li>FMひゅうがでの啓発</li> <li>市ホームページでの啓発</li> <li>新規採用職員研修 開催数:1回 参加者:24名</li> <li>対象:新規採用職員</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>広報紙、市ホームページでの啓発を実施したが、これらの媒体を利用することが少ない世代への周知啓発方法を検討する必要がある。</li> </ul>	総合政策課
105	教育・保健医療関係者、警察、相談機関の職員を対象とした研修の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>研修は未実施だが、デートDVに関する県作成のリーフレットを県立高校(1校)に配布し、情報提供と啓発に努めた。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>研修は実施できなかったが、若年層を対象とした研修を積極的に進める必要があることから、令和4年度では、教育関係者を対象とした研修を予定している。</li> </ul>	総合政策課

## II 安心して相談できる体制の確立

### 4 相談体制の整備と充実

番号	事業名	令和3年度 事業（取組）実績	現状と課題	担当課
106	安心して相談できる環境・相談体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・相談室を設置し、相談室内でのプライバシー保護に務めるとともに、相談員と担当職員との定例連絡会を行い、情報共有と意識の向上を図っている。「さんびあ相談室」の夜間電話相談も継続し、相談しやすい体制の整備を行った。</li> <li>・県男女共同参画センター主催の各種講座や、市職員対象の男女共同参画研修に参加し、スキルアップを図った。</li> <li>・人権相談 5回9会場（事務局：法務局）</li> <li>・行政相談 10回10会場（事務局：行政監視行政相談センター）</li> <li>・無料法律相談 9回 広報紙、ホームページにて周知を行った。 ※コロナ禍により一部中止。</li> <li>・市が委嘱した8名の障がい者相談員が、障がい者及び家族等からの相談に応じ、年間の相談件数総数は33件であった。 また、毎週土曜日の午前中に市障がい者センター「あいとびあ」において同相談員による相談室を開設し、年間の開設日数は35日であった。（コロナ禍により「あいとびあ」を休館した期間有り。）</li> <li>・高齢者虐待に関する相談を受けた。 地域包括支援センター、民生委員・児童委員、警察署等と連携し、虐待の未然防止、虐待が発生した場合の対象者や養護者の支援に取り組んだ。</li> </ul> <p>通報件数 18件 認定件数 3件</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・スクールカウンセラーの配置：全中学校区</li> <li>・スクールソーシャルワーカー*の活用 市雇用：派遣型、県雇用：常駐型</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・相談室を設置し相談業務にあたっているが、相談者のニーズに沿った相談方法等の在り方について検討する必要がある。</li> <li>・人権相談、行政相談の利用に向け、引き続き周知を行う。</li> <li>・コロナ禍の影響を受けつつも、ほぼ定期的に相談の場を設けられた。現在、知的障がいに係る相談員が在籍していないため、補充する必要がある。</li> <li>・全国的に高齢者虐待案件は増加傾向にあり、本市においても、引き続き高齢者の権利擁護に努めていく必要がある。</li> <li>・児童生徒だけではなく、保護者の相談にも対応できるよう、相談員の資質の向上を図りつつ、相談窓口について、広く周知を図る必要がある。</li> <li>・不登校児童生徒が増加傾向にある中、個別の問題や相談に対応するためのスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーのニーズは高まってきている。そのような相談や対応には一定の時間を要することもあり、今後は個別の事案に対応するための体制強化を図っていく必要がある。</li> <li>・毎年継続して関係研修を受講し、自己研鑽に努めている。</li> </ul>	総合政策課 市民課 福祉課 高齢者あんしん課 学校教育課 こども課

		<ul style="list-style-type: none"> <li>・適応指導教室の設置：教育相談員 2 名</li> <li>・児童相談・母子保健における相談対応の社会福祉士、保健師、家庭児童相談員、発達障がい児相談員、乳幼児家庭訪問員、安全確認等対応職員、ヘルシースタート業務職員を配置し、関係機関や行政職員と連携をとりながら、保護者に対して、専門的な相談体制を整え支援を行った。</li> <li>・相談対応職員が児童虐待防止に関するオンライン研修を受講し、意識の向上を図った。</li> </ul>		
107	男女共同参画相談員研修	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県主催講座等 開催数：3 回</li> <li>・県外研修 開催なし</li> <li>・男女共同に関する職員研修 開催数：1 回、参加者：27 名（うち相談員 3 名）、対象：市職員、相談員</li> <li>・推進ルーム「さんびあ」男女共同参画講座「DV講座」 開催数：1 回、参加者：19 名</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・相談員に対する研修機会を提供した。今後ともスキルアップを図るため、研修参加を積極的に進める。</li> </ul>	総合政策課
108	男女共同参画相談員制度の周知	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市HPでの情報掲載</li> <li>・毎月の情報提供 広報「ひゅうが」（くらしの相談日に掲載）</li> <li>・庁舎及び各公立公民館、推進ルーム「さんびあ」へ相談案内カードを設置</li> <li>・6月の男女共同参画週間や11月の「女性に対する暴力をなくす運動」期間でのリーフレット配布</li> <li>・FMひゅうがでの情報発信</li> <li>・広報紙「さんびあ」を通じた情報提供</li> <li>・生活困窮屋への生理用品の提供の際に、相談案内カードを配布</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・様々な媒体を用いた周知を行ったが、これらの媒体を利用することが少ない世代への周知啓発方法を検討する必要がある。</li> </ul>	総合政策課
109	被害者への各種相談窓口の周知	<ul style="list-style-type: none"> <li>・相談窓口の周知・関係機関の連携（日向市DV対策庁内連絡会議、DV対策庁内関係課とのケース会議の開催）</li> <li>・公共施設でリーフレット配布</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・様々な媒体を用いた周知を行ったが、これらの媒体を利用することが少ない世代への周知啓発方法を検討する必要がある。</li> </ul>	総合政策課
110	障がいのある人・外国人への対応が可能な相談機関等の情報提	<ul style="list-style-type: none"> <li>・庁内担当部署での連携・情報共有を図った。障がい者対応（福祉課）</li> <li>・高齢者対応（高齢者あんしん課）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・関係各課とは緊密に連携を図り、スムーズな情報提供が図れている。</li> </ul>	総合政策課

	供	外国人対応（地域コミュニティ課）		
111	支援関係機関の職務関係者を対象とした研修の実施	・県女性相談所主催の支援機関職務関係者対象の研修会へ出席（6月、3月）	・関係機関とは県女性相談所主催の研修会で情報共有を図ることができた。	総合政策課
112	相談員など支援者のケア	・男女共同参画相談員連絡会（毎月定例）を実施し、情報の共有を図りながら相談事例の検討を行い、支援者の精神的な負担軽減に努めた。	・相談員連絡会で情報共有を図ることができた。	総合政策課
113	市担当職員を対象とした研修の実施	・県女性相談所主催研修への参加（DV被害者保護支援担当者研修（6月、3月）） ・日向市DV対策庁内連絡会議の開催（7月） ・市職員研修「DVの実態～求められる支援」 開催数：1回 参加者：27名	・市職員間はDV対策庁内連絡会議で情報共有を図ることができた。市主催の研修・会議等では、更なる内容の充実を図る。	総合政策課

## II 安心して相談できる体制の確立

### 5 被害者の立場に立った関係機関との連携の強化

番号	事業名	令和3年度 事業（取組）実績	現状と課題	担当課
114	日向地区DVネットワーク会議を始め関係機関・団体との連携強化	・日向地区DV相談関係機関ネットワーク会議は、コロナ禍により開催できなかったが、県女性相談所主催研修（DV被害者保護支援担当者研修（6月、3月））へ参加し、情報共有を図った。	・日向地区DV相談関係機関ネットワーク会議は、3年連続で開催できていない。連携を図る方法を検討する必要がある。	総合政策課
115	庁内関係各課の連携体制の強化	・日向市DV対策庁内連絡会議を開催した。関係課及び警察と連携し、事例に沿ったケース会議を複数回実施した。	・関係各課とは必要に応じてケース会議を開催することで、スムーズな連携が図れている。	総合政策課
116	支援関係機関の休日及び時間外における保護に関する連絡体制の整備	・DV対策庁内連絡会議において、連絡体制の一覧表を配布し情報の共有を図った。	・連絡体制がスムーズに図れるよう、関係機関とも情報共有を図っている。	総合政策課

## II 安心して相談できる体制の確立

### 6 苦情等への適切な対応体制の整備

番号	事業名	令和3年度 事業（取組）実績	現状と課題	担当課
117	申出の対応体制の整備	・相談及び苦情はなかった。	・相談及び苦情があった場合には、適切に対応することと	総合政策課

	備		している。	
--	---	--	-------	--

### Ⅲ 被害者の安全と安心の確保

#### 7 被害者の保護と安全確保

番号	事業名	令和3年度 事業（取組）実績	現状と課題	担当課
118	被害者の一時避難への支援	・DV被害者の緊急避難にかかる宿泊費等の補助の対応実績はなかった。	・必要な状況が発生した場合には、スムーズに対応することとしている。	総合政策課
119	消防（救急）機関における配偶者等からの暴力被害者への応急対応	・救急車要請による傷病者搬送 出場件数：1件、搬送人員：1名	・前年度（令和2年度）と比較すると減少している。 ・警察機関による救急要請もあるが、それ以外の場合で、要請時に暴力被害が疑われる場合は警察等関係機関への連絡を行っている。	消防本部
120	災害時における安否確認情報の提供体制の整備	・避難所担当者説明会の開催 ・国が実施する安否情報システムの入力訓練に参加	・安否確認情報を提供するような大規模災害は発生していないところであるが、DV対策連絡会議などで協議された内容について共有し、個人情報の取扱には注意を払っている。	防災推進課

### Ⅲ 被害者の安全と安心の確保

#### 8 被害者の安全を守る各種制度の周知と適切な運用

番号	事業名	令和3年度 事業（取組）実績	現状と課題	担当課
121	医療関係者への通報・通告制度の周知徹底	・日向地区DV相談関係機関ネットワーク会議は、コロナ禍により開催できなかったが、県女性相談所主催研修（DV被害者保護支援担当者研修（6月、3月））へ参加し、関係機関との情報共有を図った。	・日向地区DV相談関係機関ネットワーク会議は、3年連続で開催できていない。連携を図る方法を検討する必要がある。	総合政策課
122	配偶者暴力防止法に基づく通報制度及び児童虐待防止法に基づく通告制度の広報	・「女性に対する暴力をなくす運動」期間（11月12日～25日）啓発活動（パネル展） ・推進ルーム「さんびあ」主催のDV講座（12月17日） ・児童虐待防止法に基づく啓発 実施機会：11月の児童虐待防止推進月間及びオレンジリボンメッセージリレー*	・こども課と連携して、様々な機会をとらえた広報を進めていく必要がある。 ・コロナ禍により、七夕まつり、オレンジリボンリレーは実施できず、児童虐待防止のメッセージを自治体間でつなぐ「オレンジリボンメッセージリレー」を実施した。引き続き感染防止に配慮しながら可能な限りの取組を実施する。	総合政策課 こども課
123	被害者の安全確保を図るための情報提供及び支援	・住民基本台帳の支援措置をはじめとする各種支援制度を活用し、関係機関同士で連携しながら被害者の安全確保に最善の策を講じ	・関係各課と連携して、各種支援制度を活用した支援に努めた。今後とも、DV対策庁内連絡会議を活用した情報共有を行い、被害者の安全確保に向けた支援を行う。	総合政策課

		た。		
124	被害者の個人情報 を共有する支援関係機 関の情報管理のルー ルづくり	・DV関連の相談を通じて得た情報は、主に総合政策課で情報管理しており、相談者の了解を前提に支援にあたる関係課間で共有しながら、個人のプライバシーに配慮した対応に務めている。	・個人情報については、鍵付きロッカーに保管したり、パスワード設定をしたりするなど、厳重に管理している。今後とも、プライバシーに配慮した対応に努める。	総合政策課
125	保護命令制度*の広報 と被害者への利用支 援	・11月の「女性に対する暴力をなくす運動」期間でのパネル展の際にパンフレット等を配布。また、保護命令の様式等を取り寄せるとともに、相談対応の際に、各種リーフレットを使って被害者へ情報の提供を行った。	・制度の周知はできるものの、申請書類等の作成支援までは行えていない。今後は、作成支援まで実施できるような方策を検討する。	総合政策課
126	住民基本台帳事務に おける支援措置制度 の適切な運用	・令和4年3月31日現在、住民基本台帳事務における支援措置の申出をしている方は116件。制度への相談は月に10件ほどあり、窓口業務及び給付関係部署と連携した対応に努めている。	・支援措置対象者は、年1回見直しの為に申請が必要だが、なかなか来庁せず、延長申請の遅れが多い。また、通知書を本人限定で郵送しているが、本人が受け取らず返戻となり、再度、連絡が必要となることが多い。	市民課
127	医療保険制度の適切 な運用	・被害者の情報が加害者に伝わらないように日ごろから留意している。支援措置対象者の窓口対応時には、来庁者と対象者との関係性を市民課に確認したうえで、手続きを行っている。また、医療費通知を発送する際には、支援措置対象者にかかる通知書の引き抜き等を実施し、被害者の情報が流出しないよう努めた。	・支援措置対象者数が日々増加しており、住民票を異動できないが医療保険は必要な場合や、住民基本台帳には載せないが国保に関する部分のみの措置依頼がある場合等、対応が複雑化してきている。	国民健康保険課

### Ⅲ 被害者の安全と安心の確保

#### 9 配偶者等からの暴力のある家庭に育つ子どもへの支援

番号	事業名	令和3年度 事業（取組）実績	現状と課題	担当課
128	地域における子ども の見守りの促進	・子ども課主催の「要保護児童対策協議会」に出席し、関係者間での情報共有を行った。 ・要保護児童対策地域協議会の充実を図り、より地域に根ざした支援を行うために、日向市内の中学校区6校区毎に同協議会中学校校区部会（年3回）を開催し、また代表者会議および実務者会議を年2回ずつ開催し、関	・本市独自の取り組みを継続的に行い、見守りや支援における連携の拡充を図った。コロナ禍により3学期の校区部会は5校区で書面開催、2月の実務者会議も書面開催となった。家庭への直接支援を行う官民の機関・団体で構成する「子ども若者応援ネット」の活動交流は開催できなかった。 ・アンケートや教育相談等で、児童虐待やヤングケアラー	総合政策課 子ども課 学校教育課

		<p>係機関との連携を図った。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県及び市が設置する児童生徒及び保護者等の相談窓口について、とりまとめたものを、全小中学校に配布し、掲示等による活用を呼びかけた。</li> <li>・関係各課等との連携を密にし、情報を共有したりケース会議を開くことで、危険な状態にある児童生徒について、いち早く対応できる体制の構築を図った。</li> <li>・警察署</li> <li>・児童相談所との情報共有</li> <li>・市役所各課との情報共有</li> </ul>	<p>の実態が疑われた場合の対応について、日頃より関係機関と連絡体制等を確認しておく必要がある。</p>	
129	学校や幼稚園、保育所、児童クラブ等への就学や入所等の支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和3年度は該当者なし。</li> <li>・保護者等の相談受付を実施。</li> <li>・関係機関（学校、他市町村教育委員会等）との協議を実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校や他市町村教育委員会等の関係機関と連携し、状況に配慮しながら対応できる体制を整える。</li> </ul>	こども課 学校教育課
130	健康診査・予防接種の実施への配慮	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保育園1件</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・相談に応じ個別に対応を行っている。</li> </ul>	こども課

### Ⅲ 被害者の安全と安心の確保

#### 10 早期発見・未然防止のための仕組みづくり

番号	事業名	令和3年度 事業（取組）実績	現状と課題	担当課
131	暴力の発生を未然に防止するための地域における家庭への働きかけ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日向市区長公民館長連合会と連携した区加入促進への取組</li> <li>区加入強化月間：6月～7月</li> <li>未加入世帯への訪問件数：1,597件（うち区加入件数：226件）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・アパート等の単身世帯に向けた区加入促進対策を講じる必要がある。</li> </ul>	地域コミュニティ課
132	配偶者等からの防食を発見しやすい立場にある関係者への研修	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日向市民生委員児童委員協議会会長会において、民生委員を対象としたDV防止講座を実施した。開催数：1回 参加者：18名</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・民生委員以外の関係者に対する研修も計画的に実施する必要がある。</li> </ul>	総合政策課
133	地域における民生委員・児童委員や人権擁護委員等による早期発見	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人権相談 5回9会場（事務局：法務局）</li> <li>・行政相談 10回10会場（事務局：行政監視行政相談センター）</li> <li>広報紙、ホームページにて周知を行った。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人権相談、行政相談の利用に向け、引き続き周知を行う。</li> <li>・民生委員・児童委員については定例会において定期的に情報共有や意見交換が行われている。今後も継続して、相談員としてのスキルアップや定期的な情報共有等を通じ</li> </ul>	市民課 福祉課

		<p>※コロナの影響で一部中止。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・民生委員・児童委員は、個々のケースにより対応の仕方を配慮しながら相談を受けた。被害者への情報提供等は専門性も要求されるため、地域包括支援センターや行政などの関係機関と連携を密にし協議を行いながら対応した。また、早期発見のための見守りや行政関係等へのつなぎ役としての活動を行った。民児協会長会に「NPO法人『ハートスペースM』」を講師に招き、「DV研修」を行った。</li> </ul>	支援の充実を図る必要がある。	
134	育児・介護サービスの提供者による早期発見	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者虐待に関する相談を受けた。地域包括支援センター、民生委員・児童委員、警察署等と連携し、虐待の未然防止、虐待が発生した場合の対象者や養護者の支援に取り組んだ。 通報件数 18件 認定件数 3件</li> <li>・日向市障がい者虐待防止連絡会を開催し、関係機関との連携の構築に努めた。</li> <li>・該当事案については、守秘義務に十分配慮し、被害者の意思を尊重しながら、適切な支援を受けられるよう関係機関につなぎ、支援を連携した。</li> <li>・令和3年8月から、面前DV事案における県と市町村との連携拡充（子どもの安全性に関する緊急性がないと判断されたケースの市町村への送致）が開始され、該当事案において親子面接による事実確認および指導助言を行った。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全国的に高齢者虐待案件は増加傾向にあり、本市においても、引き続き高齢者の権利擁護に努めていく必要がある。</li> <li>・障がい者虐待については、相談内容に応じ関係機関と連携し対応を行っている。虐待については早期対応が必要となるため、更なる職員体制の充実が求められる。</li> <li>・令和4年度から泣き声通告及び面前DV事案における県と市町村との連携拡充（子どもの安全性に関する緊急性がないと判断されたケースの市町村への送致）が開始され、新規相談件数や家庭介入機会が増加する見込みである。</li> </ul>	高齢者あんしん課 福祉課 こども課
135	学校、幼稚園、保育所における子どもの行動からの暴力被害の早期発見	<ul style="list-style-type: none"> <li>・要保護児童対策地域協議会において家庭に対する地域に根ざした支援を行うために、中学校区6校区毎に同協議会中学校校区部会（年3回）や個別ケース検討会議（142回）を開催し、関係機関との連携を図った。</li> <li>・保育園、幼稚園、学校との個別ケース支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・要保護児童対策地域協議会中学校校区部会の充実が図られ、各学校、幼稚園、保育所・園等の見守り体制の向上が図られている。</li> <li>・毎月、各学校で実施している「生活アンケート」を基に、観察や教育相談を通して、子どもの実態把握に努めているが、児童相談所への通報は増加傾向にあるため、スクール</li> </ul>	こども課 学校教育課

		<p>の連携により、適切な支援体制を整え、適宜必要な助言やサービスへのつなぎを行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・児相への虐待（疑い含む）通告 学校から10件（小学校8、中学校2）</li> <li>・虐待に係る通知の周知</li> <li>・いじめ問題対策専門家委員会の開催 年2回（虐待も含む）</li> </ul>	<p>ソーシャルワーカーやスクールカウンセラーの相談機能を高めながら、実際に対応に当たる教職員の資質の向上も図っていく必要がある。</p>	
--	--	---	---	--

### Ⅲ 被害者の安全と安心の確保

#### 11 支援者の安全確保

番号	事業名	令和3年度 事業（取組）実績	現状と課題	担当課
136	支援者の個人情報管理の徹底	<ul style="list-style-type: none"> <li>・相談対応においては、容易に相談員の個人名を相談者に伝えないことを申し合わせている。また、事務局と連携し、相談室の安全な環境確保に努めている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・今後とも、相談員の安全な環境確保を継続する必要がある。</li> </ul>	関係各課
137	警察との連携・協力	<ul style="list-style-type: none"> <li>・相談室で相談員に危険が及びそうな時は、隣接する推進ルーム「さんびあ」事務局及び警察と連携するようにしているが、令和3年度においてはそのような状況は発生しなかった。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日向警察署とは常に情報交換を図っている。</li> </ul>	総合政策課
138	支援者などの安全確保を図るための情報提供及び支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・関係各課で個人情報管理に留意し、警察と連携しながら、被害者の安全確保に努めた。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日向警察署とは常に情報交換を図っている。相談を受けた際には、被害者の親戚や友人、支援者等にも被害が及ぶ可能性があることを伝え、警察とも連携しながら適切な支援を行っている。</li> </ul>	総合政策課

### Ⅳ 被害者への生活再建支援

#### 12 安定した暮らしを守るための生活・経済的支援

番号	事業名	令和3年度 事業（取組）実績	現状と課題	担当課
139	生活保護等の援護制度の活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生活保護の面接相談業務 相談件数：延べ210件 実142件</li> <li>※主に面接相談員2人（会計年度任用職員）が対応。</li> <li>※相談者の多くが、様々な生活課題を抱えているため、庁内外の関係機関と連携しながら</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・相談者や保護受給世帯に必要な援助・指導に取り組んでいる。相談者や保護受給世帯の多くが様々な課題を抱えているため、庁内外の関係機関と連携しながら、助言・支援を行っていく必要がある。</li> </ul>	福祉課

		ら、助言・支援を行っている。女性の保護申請事例として、DVによる避難後、生活が困窮に至った単身世帯や母子世帯で、就労収入が最低生活費を下回る世帯等があった。 令和3年度末現在、母子世帯14世帯		
140	ハローワークにおける職業相談の情報提供	・市地域雇用創造協議会主催のセミナー案内等を、推進ルーム「さんぴあ」内に配置し情報提供を行った。	・案内文書の配置にとどまっていることから、今後はSNS等を用いたプッシュ型の周知を検討する必要がある。	総合政策課
141	就職のための技能習得の情報提供	・市地域雇用創造協議会主催のセミナー案内等を、推進ルーム「さんぴあ」内に配置し情報提供を行った。	・案内文書の配置にとどまっていることから、今後はSNS等を用いたプッシュ型の周知を検討する必要がある。	総合政策課
142	各種保育サービスの情報提供・利用支援窓口	・各種保育サービスや相談事業の情報提供（子育てガイドブック、市広報、HP等での情報提供、日向市子育て世代包括支援センター、産前・産後サポート事業などの案内チラシを妊娠届及び出生届時に全員に配布、子育て支援アプリの運用）	・子育てガイドブックの配布やホームページの更新を随時行った。子育て支援アプリの利用促進のため、さらに周知を行う必要がある。	こども課
143	自立困難な被害者への対応	・相談支援事業所の相談支援専門員及び障がい福祉サービス提供事業所、行政等が連携して、施設入所支援の相談及び支援を行った。 入所施設数 3か所  ・母子生活支援施設入所実績なし ・専門知識を持った関係課職員とケース会議を開くなど、連携した対応に努めた。関係機関や庁内各課との連携により、施設入所を支援した。	・施設等の空き状況を、基幹相談支援センターが集約し発信するため、必要な状況に応じて適宜相談に対応をしている。市内の障害者支援施設の入所枠では緊急的な入所の必要なケースなどに対応できない場合がある。 ・母子でのDV避難や養育困難時に母子生活支援施設の入所・措置検討を行っている。 ・関係機関や庁内各課との連携がうまく図られ、入所支援が実現した。	福祉課 こども課 総合政策課

#### IV 被害者への生活再建支援

##### 13 住宅確保のための支援

番号	事業名	令和3年度 事業（取組）実績	現状と課題	担当課
144	市営住宅への優先入居	・相談件数：1件（うち入居件数：0件（DVによるもの））	・目的外入居で対応している。課題としては、希望する住宅に空室がない場合、別の住宅での対応となる。	建築住宅課

## 主要課題8 数値目標

	項目	基準 平成27年度	実績 令和2年度	実績 令和3年度	目標値 令和3年度	達成率	数値の調査方法	数値の 公表頻度
22	DV被害を受けた人のうち、誰かに相談した人の割合	男性 39.1%	男性 27.4%	—	男性 50.0%	(R2年度) 54.8%	市民意識調査（総合政策課）	5年ごと
		女性 60.3%	女性 50.0%		女性 70.0%	(R2年度) 71.4%		
23	配偶者・交際相手に対して「誰のおかげで生活できるんだ」など侮辱する行為を暴力と認識している人の割合	57.3%	49.3%	—	70.0%	70.4%	市民意識調査（総合政策課）	5年ごと
24	デートDV防止講座の実施回数	1回	1回	3回	3回	100.0%	総合政策課データ	毎年

## 主要課題9 セクシュアルハラスメント\*及び性犯罪の防止

セクシュアルハラスメントは、被害者の人権を著しく侵害する行為であり、男女共同参画社会の形成を阻害する権利侵害です。そのため、本市ではセクシュアルハラスメントを容認しない社会環境の整備等の基盤づくりの強化を図るとともに、セクシュアルハラスメントや性犯罪に対する相談体制及び関係機関との連携を強化しながら、総合的な防止対策を進めてきました。

性犯罪・性暴力が全国的に増加している今日、被害者を支援するためには適切な情報提供が不可欠です。様々な機会を通じて、適切な情報を提供し、適切な支援につなげる必要があります。

### 【男女共同参画の視点に立って取り組む事業】 令和3年度の実績及び現状・課題

番号	事業名	令和3年度 事業（取組）実績	現状と課題	担当課
145	市役所におけるセクシュアルハラスメント対策	・セクシュアルハラスメント、パワーハラスメント、その他、妊娠、出産、育児、介護などに関するハラスメントを防止するため、「日向市職員ハラスメント等の防止及び対応に関する指針」を策定し全職員への周知を行うことで、様々なハラスメントの防止を図った。相談窓口は職員課・人事係が対応している。	・「日向市職員ハラスメント等の防止及び対応に関する指針」を策定したことで、様々な相談に対して迅速かつ統一的な対応を図れている。 また、本指針を定期的に周知することで、ハラスメントを未然に防止することに繋がっている。	職員課
146	教育の場におけるセクシュアルハラスメント対策	・コンプライアンス推進員（教頭）を任命し、相談しやすい体制づくりに努めた。	・セクシャルハラスメント相談員について、令和3年度から名称をコンプライアンス推進員へと変更し、コンプライ	学校教育課

	ント相談事業		アンスに係る多様な問題の未然防止や解消について、積極的な取り組みを行うこととした。今後は、研修等の充実を図り、問題の起きにくい雰囲気の醸成に努める必要がある。	
147	セクシュアルハラスメントの防止に向けた広報・啓発の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・推進ルーム「さんぴあ」での書籍やビデオ貸出</li> <li>・国・県主催講座案内や各種リーフレットを配置</li> <li>・国や県からの各種パンフレットやチラシを、市庁舎内の雇用情報コーナーに置き、周知を図った。</li> <li>・県が実施する労働に関する相談窓口設置について市HPを活用し周知を図った。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・案内文書の配置にとどまっていることから、今後はSNS等を用いたプッシュ型の周知を検討する必要がある。</li> <li>・周知の方法が限られていたことから、機会を広げ、事業者及び労働者への情報提供を図る。</li> </ul>	総合政策課 商工港湾課
148	関係機関との連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各種相談機関の連絡先等を把握し、被害者に対して情報提供を行った。</li> <li>・国や県からの各種パンフレットやチラシを、市庁舎内の雇用情報コーナーに置き、周知を図った。</li> <li>・県が実施する労働に関する相談窓口設置について市HPを活用し周知を図った。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被害者に対する適切な情報提供が図られた。</li> <li>・周知の方法が限られていたことから、機会を広げ、労働者への情報提供を図る。</li> </ul>	総合政策課 商工港湾課

### 主要課題9 数値目標

	項目	基準 平成27年度	実績 令和2年度	実績 令和3年度	目標値 令和3年度	達成率	数値の調査方法	数値の 公表頻度
25	セクシュアルハラスメント及び性犯罪防止に関する広報活動	—	3回	3回	3回	100.0%	総合政策課データ	毎年

### 主要課題10 生涯を通じた心身の健康保持の支援

男女共同参画社会を形成するには、男女がお互いに身体的性差を十分に理解し合い、人権を尊重しつつ、相手に対する思いやりを持って生きていくことが重要です。また、私たちが主体的に行動し、健康を享受するためには、心身及びその健康について正確な知識・情報を入手することが大切です。

男女は心身及びその健康上で異なる問題を持っていることから、それらの問題の対応には人権尊重の視点から多様なライフスタイル、ライフステージに応じた支援が必要となります。しかし、個人の意思が尊重されるべき結婚や妊娠、出産に関しては、依然として個人の尊厳への配慮が足りない状況が生じています。

このような課題を踏まえ、「性と生殖に関する健康／権利（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ\*）」概念の浸透を図りつつ、性別に関係なく全ての人が、その生涯を通じて身体的、精神的、社会的に良好な関係を享受することができるよう、心身の健康に関する支援を行いました。コロナ禍により、各種教室や検診等の受診者が減少していますが、コロナ禍であっても情報を提供できるよう、対象者に合わせた発信方法、内容の工夫を図ることが課題となっています。

### 【男女共同参画の視点に立って取り組む事業】 令和3年度の実績及び現状・課題

番号	事業名	令和3年度 事業（取組）実績	現状と課題	担当課
149	性と生殖に関する健康／権利（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）概念に関する情報の提供	・市庁舎や推進ルーム「さんびあ」に国や県からの各種案内やパンフレットを配置し、市民への広報・啓発に努めた。また、市ホームページにおいて、概念の啓発に努めた。	・案内文書の配置やホームページでの啓発にとどまっていることから、今後は研修を開催するなど、さらに積極的な普及に努める必要がある。	総合政策課
150	発達段階に応じた性教育の推進	・性教育の指導（対象：全小・中学校）：学級活動を中心に年間3～5時間	・学級担任や保健体育担当の職員が養護教諭と連携しながら、性教育に取り組んでいる。今後は、より効果的な教材研究等を行いながら、計画的に取り組んでいく必要がある。	学校教育課
151	健康づくりに対する意識の向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各種検（健）診に係る啓発 市広報、HP、公式アプリ、啓発展示、街頭キャンペーン、ポスティング等</li> <li>・健康づくりに関する講話等の実施</li> <li>・健康に関するチラシを検（健）診案内時に同封</li> <li>・健康増進普及月間及び女性の健康週間等における啓発展示等</li> <li>・コロナ禍により、学校保健大会は中止となった。</li> <li>・コロナ禍により、集団での健康教育については実施が困難な状況であったが、新型コロナウイルス感染症の拡大状況を把握し、栄養士による栄養教室を実施できた学校もあった。</li> <li>・健康に関する学習を行った自主学級数 家庭教育学級：3学級、高齢者学級・女性学級：2学級</li> <li>・母子保健に関する相談・情報提供</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・年代により情報を取得する手段が異なるため、対象者に合わせた発信方法、内容の工夫をしていくことが必要である。</li> <li>・コロナ禍の中でも、児童生徒に対して、健康づくりに関する情報提供ができる方法を検討する必要がある。</li> <li>・学校や関係機関と連携し、児童生徒及び保護者に対して、早期予防・早期治療の必要性や健康に関する情報の発信を行っていく必要がある。</li> <li>・コロナ禍にあつて、活動する学級数が少ないこともあり、健康づくりに関する講座に取り組んだ自主学級は少ない状況であった。出前講座等の周知を図り、積極的に取り組むよう働きかけていく必要がある。</li> <li>・日向市子育て世代包括支援センターを中心に、個別の妊産婦に応じた支援プランを策定した。支援を要しない妊産婦については、セルフプランが立てられるように努めている。</li> </ul>	健康増進課 学校教育課 生涯学習課 こども課

		妊娠届や出生届、家庭訪問時など、その時の状態や状況に応じて健康の保持増進に関する指導や助言を行う。		
152	母子保健事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・乳幼児健診（毎月実施） 対象：7か月児・1歳6か月児・3歳児</li> <li>・2歳6か月児歯科健診（毎月実施）</li> <li>・赤ちゃん相談 参加者：102組 225人（うち父親：3人）</li> <li>・すくすく相談 参加者：116組 238人（うち父親：5人）</li> <li>・ドレミ教室 参加者：80組 163人（うち父親：4人）</li> <li>・ソラシド教室 参加者：51組 107人（うち父親：2人）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・参加者の増加と幼児の年齢によって教室の内容を見直すため、令和3年度からは1歳6か月児健診事後の「ドレミ教室」のほか、2歳6か月児歯科健診事後の「ソラシド教室」を増やして実施し、生活習慣の見直しと母子愛着形成に努めている。</li> </ul>	こども課
153	健康教育・相談体制の周知	<ul style="list-style-type: none"> <li>・健康教育 高齢：5回、42人、 その他の団体：2回、58人</li> <li>・健康相談 随時対応</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・コロナ禍により健康教育の機会が減少している。感染対策を講じ、健康増進に向けた健康教育の機会の確保に努める必要がある。</li> </ul>	健康増進課
154	各種検診・健診の受診率向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・がん検診、国保特定健診、長寿健診、若年者・生保健診 実施時期：令和3年5月～令和4年2月 実施方法：個別検（健）診（市内医療機関）、 集団検（健）診</li> <li>・未受診者への受診勧奨</li> <li>・大腸がん検診での郵便検診</li> <li>・ひまわりタイムやFMひゅうが、市の広報誌、庁舎ロビーでの展示などでの検（健）診PR</li> <li>・市内事業所へ健診結果の情報提供について協力依頼の文書を送付。</li> <li>・外部業者を活用した医療費等分析及び受診勧奨</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・40～50歳代の受診率が低い。若い世代の関心を上げるため、健康教育等での周知・啓発が必要であるが、コロナ禍により開催が減少し、チラシや電話での受診勧奨が主となっている。検（健）診を健康管理に役立てるよう、様々な方法や機会を活用して、周知・啓発に取り組んでいく必要がある。</li> </ul>	健康増進課
155	各種検診事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個別検診 実施期間：令和3年5月～令和4年2月 実施機関：市内各医療機関</li> <li>・集団検診実施状況 胃がん検診：53会場</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・コロナ禍により、医療機関での個別検診の受診者数が減少している。</li> <li>・集団検診では、休日や夕方検診に加え、子宮がん、乳がん検診の同日実施の導入を行うとともに受診者数の分散をはじめとした感染防止対策を徹底し受診しやすい体制</li> </ul>	健康増進課

		<p>大腸がん検診：124 会場  肺がん検診：117 会場  （大腸がん検診・肺がん検診を協会けんぽや共済組合の被扶養者健診（集団）の会場でも実施）  へリカルCT 検診：16 会場  子宮がん検診：19 会場  乳がん検診：41 会場  特定健康診査：33 会場</p>	<p>づくりに努める。</p>	
156	食育の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・おやこの食育教室 実施回数：1 回、参加者数：子ども 10 人、大人 3 人  ※訪問による資料配付 子ども 20 人</li> <li>・各学校における「弁当の日」の実施</li> <li>・各学校における栄養教諭による出前授業の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・コロナ禍により、これまでの調理実習を主体とした教室の開催が難しくなっている。安全な教室運営と食生活の見直しや改善に向けた効果的な教室のあり方について検討していく必要がある。</li> <li>・新型コロナウイルス感染症の拡大防止に努めながら、学校行事等と関連させて、工夫して「弁当の日」を実施した学校が多かった。栄養教諭による出前授業を計画的に行い、食育の推進を図ることができたが、全小・中学校での実施には至っていない。</li> </ul>	健康増進課 学校教育課
157	食生活改善推進事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・おやこの食育教室 実施回数：1 回、参加者数：子ども 10 人、大人 3 人  *訪問による資料配付 子ども 20 人</li> <li>・生活習慣病予防等 実施回数：6 回、参加者数：男性 16 人、女性 64 人</li> <li>・高齢者への啓発チラシ等の配布 配布数：466 人</li> <li>・情報誌へのレシピ掲載</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・コロナ禍により、これまでの調理実習を主体とした教室の開催が難しくなっている。安全な教室運営と食生活の見直しや改善に向けた効果的な教室のあり方について検討していく必要がある。</li> </ul>	健康増進課
158	心の健康づくり事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・9月の自殺予防週間、3月の自殺対策強化月間に合わせ、市民ホールでのパネル展示、FMひゅうが、広報ひゅうが等で啓発を行った。</li> <li>・対面型相談事業の実施（毎週木曜日）  相談者：延べ8名</li> <li>・日向市こころの電話帳の全世帯配布（約18,000世帯）（3月）</li> <li>・ゲートキーパー養成研修  民生委員・児童委員・主任児童委員対象：午</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国によると令和3年度の自殺者数は減少しているもののコロナ禍前と比較して、女性の自殺者数は増加している。悩みを抱える人が相談窓口につながるができるよう、引き続き相談窓口の周知、啓発に努める必要がある。</li> </ul>	健康増進課

		前午後の2回実施 参加者 81名		
159	健康づくり推進事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・運動や減塩など健康増進のためのチラシを作成し 検(健)診案内に送付したり、乳幼児健診や窓口等で配布を行った。</li> <li>・健診結果に基づき、特定健診保健指導や重症化予防、血糖値二次精密検査等の対象者に対して、保健師や栄養士が個別に保健指導を実施。</li> <li>・健診受診者に対し骨密度測定や血管年齢測定、個別栄養相談や健診結果の説明を行った。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特定健診結果やレセプトデータの分析から、本市では血圧についての対策が必要であることが明らかとなっている。幅広い年代に向けて、日常生活に活かすことのできる運動や食事についてのチラシ等を作成し、様々な機会を捉えて啓発を図ることが必要である。</li> </ul>	健康増進課
160	喫煙に関する正確な情報提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>・啓発展示の実施及びHPへの掲載 禁煙週間 5/31～6/6 健康増進月間 9/1～9/30</li> <li>・禁煙や受動喫煙防止のポスター掲示</li> <li>・FMひゅうがを通じて禁煙週間の啓発</li> <li>・検診受診者へ啓発チラシの配布</li> <li>・妊婦及びパートナー向けに禁煙啓発のリーフレット配布</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き、喫煙や受動喫煙が身体に及ぼす影響について、関係機関・団体とも連携し、周知・啓発を行っていくことが必要である。</li> </ul>	健康増進課
161	青少年健全育成事業	「白いポスト運動」による環境浄化 実施回数：7回、回収件数：307件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・警察と一緒に回収することで連携を図ることができており、様々な情報を収集することも期待できる。</li> </ul>	生涯学習課
162	飲酒、喫煙、薬物乱用等をさせない環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・青少年指導員による見回り活動：32回、221名</li> <li>・飲酒、喫煙、薬物乱用等の影響や勧められた時の断り方等の理解を促す学習の実施（薬物乱用防止教室）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・コロナ禍にあつて、以前に比べると活動回数は減っている。令和3年度における巡回時の指導事項も自転車の無灯火指導となっており、不良行為に対する指導件数はなかった。青少年指導員による巡回活動が、非行の未然防止や抑止力につながっていると考えられる。</li> <li>・専門的な知識をもっている学校医や警察、専門機関等をゲストティーチャーとして活用するなど、より効果的な取組について検討する。</li> </ul>	生涯学習課 学校教育課
163	生涯スポーツ振興の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・スポーツ教室開催：5事業、23教室</li> <li>・ミニバレー大会、みんなの体力測定教室はコロナ禍の影響で未実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・スポーツ推進委員が主管するスポーツ教室は、子どもから高齢者まで多くの市民が参加しているが、参加者が少ない教室も見受けられ、更なる周知や内容の見直し等が必要であり、スポーツ推進委員の人材確保も課題である。</li> </ul>	スポーツ・文化振興課

主要課題 10 数値目標

	項 目	基準 平成 27 年度	実績 令和 2 年度	実績 令和 3 年度	目標値 令和 3 年度	達成率	数値の調査方法	数値の 公表頻度
26	リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する情報提供	1 回	0 回	1 回	3 回	33.3%	総合政策課データ	毎年
27	子宮がん検診受診率 ※	16.3%	17.0%	17.3%	50.0%	34.6%	健康増進課実績データ	毎年
28	乳がん検診受診率 ※	18.4%	18.1%	18.4%	50.0%	36.8%	健康増進課実績データ	毎年
29	特定健康診査受診率	31.3%	25.7%	33.6% (R4.7月 速報値)	60.0%	49.7%	健康増進課実績データ	毎年

※がん検診の算定基準変更に伴い、プラン策定時からの現状値を修正。併せて、目標値も設定し直した（平成 29 年度実績以降）。

## 5 総括

本市では、性別にかかわらず、その能力と個性を發揮することができる男女共同参画社会の実現を目指して、平成29年3月に「第5次日向市男女共同参画プラン」を策定し、プランに沿った各事業（全163事業）を実施してきました。

令和3年度については、コロナ禍により実施できなかった事業も多くありましたが、各事業において「男女共同参画の視点」を持って取り組み、「一人ひとりが大切にされるまち日向市」の実現を目指した施策に取り組みました。

これらのことを踏まえ、本報告書の総括では、10の主要課題それぞれに設けた数値目標への総合的な評価を行い、令和4年3月に策定した「第6次日向市男女共同参画プラン」で取り組むこととした施策の実現につなげていくこととします。

### 【基本目標Ⅰ】 男女共同参画社会に向けた基盤整備 [主要課題1～3]

令和3年度はコロナ禍により、会場参加型研修などについて、参加人数の制限等の感染予防対策を行い実施したため、研修等の受講者数は目標を達成できていません。しかし、オンラインを活用した研修等の開催が可能になった部分もあり、直接会場に来ることができない参加希望者への研修受講機会の提供が図られました。

「男女共同参画の視点に立った制度・慣行の見直し」に関しては、令和2年度に実施した市民意識調査では「家庭生活の場で男女が平等になっている」と感じる市民の割合が平成27年度の現状を下回っていましたし、令和3年度の「市の男性職員の配偶者出産休暇の平均取得日数」の実績も目標が達成できていない状況にあります。

男性の育児や家事への積極的な参画は、男女共同参画社会を形成するうえで非常に重要であることから、今後も職員全体で理解を深めながら、多様な働き方を尊重し合える環境づくりに努めるとともに、家事や介護等に関して男性が積極的に参画を図ることにより、固定的な性別役割分担意識の解消につなげていく必要があります。

第6次プランにおいても「男女共同参画推進のための意識醸成、情報提供、制度・慣行の見直し」を重点項目の一つに掲げていることから、市民一人ひとりに男女共同参画意識の醸成を図るとともに、男女共同参画に関する学習機会の提供を積極的に進めていくこととします。

### 【基本目標Ⅱ】 あらゆる分野における女性の活躍 [主要課題4～7]

「仕事と家庭の両立応援宣言」を行う企業数や「家族経営協定締結農家数」、「ファミリー・サポート・センター年間利用者数」、「市の職員の係長職以上に占める女性の割合」等は目標値を達成しました。

一方、「審議会等委員に占める女性の割合」や「消防団実員数に占める女性の割合」については、令和3年度も目標値を下回り、大変厳しい状況が続いています。

仕事と家庭の両立や女性活躍の推進、多様化・複雑化する地域課題の解決のためには、あらゆる分野の政策・方針決定過程に多様な立場の市民の声を反映する必要があり、男女共同参画の一層の推進が求められます。

第6次プランにおいては、「働く場における男女平等の促進及び雇用施策・労働環境整備の支援」と「あらゆる分野の政策・方針決定過程への女性の参画拡大」を重点項目に掲げています。今後は、働きたい人が性別に関わらず、その能力を十分に發揮できるような雇用施策・労働環境の整備を支援すると

ともに、あらゆる人が暮らしやすい社会を実現するため、様々な分野での意思決定過程において女性の参画拡大に努めます。

### 【基本目標Ⅲ】 安全・安心な暮らしの実現 [主要課題8～10]

暴力を許さない社会づくりに関する啓発・学習機会の提供に関しては、様々な機会に研修や啓発を行いました。また、安心して相談できる相談体制の整備を行うとともに、関係機関ともケース会議等の開催を通じて連携を図りました。

今後とも、被害者の立場に立った支援を行うため、関係課や関係機関との連携を強化するとともに、必要な情報をスムーズに提供できる体制づくりを進める必要があります。

また、暴力を生まないためには予防教育が重要であることから、暴力の加害者や被害者にならないための対等な関係づくりに向けた啓発や、学校における人権尊重の意識を高める教育の推進について、若い世代への啓発・教育を強化する必要があります。

近年、関係法の改正等が行われ、セクシュアルハラスメントや性犯罪の防止についても、これらを容認しない社会環境の整備に向けた効果的な啓発や専門的な相談体制の充実、関係機関との連携強化が求められています。

さらに、生涯を通じた心身の健康保持の支援に関しては、コロナ禍により検診受診率が目標値を大きく下回る状況が続いています。受診率が低い世代の受診を勧めるとともに、各種教育・教室の開催方法や様々な事業に関する周知・啓発方法を検討する必要があります。

第6次プランでは、「配偶者等からの暴力を許さない社会づくりのための啓発、学習機会の提供」を重点項目に掲げていることから、今後は、暴力の未然防止と、DVを許さない社会づくりを進めるための啓発に注力するとともに、一人ひとりの多様なライフスタイルを尊重しながら、誰もが生涯を通じて心身の健康を保持・増進できるよう、関係機関と連携した支援を進めます。

【資料】用語解説（本文中に「\*」表示がある用語）

用語	内容
ICT (アイシーティー)	「情報通信技術」を意味する「Information and Communication Technology」の略称。
アウトリーチ	生活上の課題を抱えながらも自ら援助にアクセスできない個人や家族に対し、家庭や学校等への訪問支援、当事者が出向きやすい場所での相談会の開催、地域におけるニーズ発見の場や関係づくりなどにより支援につながるよう積極的に働きかける取組のこと。
LGBT (エルジービーティー)	女性同性愛者（レズビアン、Lesbian）、男性同性愛者（ゲイ、Gay）、両性愛者（バイセクシャル、Bisexual）、トランスジェンダー（Transgender）の各単語の頭文字を組み合わせた表現。
家族経営協定	家族農業経営に携わる各世帯員が意欲とやりがいを持って経営に参画できる魅力的な農業経営を目指し、経営方針や役割分担、家族みんなが働きやすい就業環境などについて、家族間の十分な話し合いに基づき取り決めるもの。
コミュニティ・スクール	平成16年の「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の改正に伴い制度化された。保護者の代表や地域住民らでつくる学校運営協議会は、校長が作成する学校運営の基本方針を承認したり、教職員の人事について教育委員会に意見を述べたりするなど大きな権限を持つ。
住民基本台帳事務における支援措置制度	配偶者からの暴力（DV）、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者の方（以下「DV等被害者」という。）が、申出によって住民票の写し等の交付等を制限できる制度。 DV等被害者については、市区町村に対して本制度を申し出て、「DV等支援対象者」となることにより、加害者からの「住民基本台帳の一部の写しの閲覧」、「住民票（除票を含む）の写し等の交付」、「戸籍の附票（除票を含む）の写しの交付」の請求・申出があっても、これを制限する（拒否する）措置が講じられる。
ジェンダー	生物学的な性別に対して、社会的・文化的に作られる性別のこと。男らしさ、女らしさといった言葉で表現されるもので、生物学上の雌雄を示すセックスと区別される。それ自体に良い、悪いの価値を含むものではない。
女性活躍推進法に基づく「一般事業主行動計画」	女性活躍推進法とは、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」のこと。女性活躍推進法に基づき、女性が職業生活で希望に応じて十分に能力を発揮し、活躍できる環境を整備するため、民間企業が策定することとされている女性の活躍推進に向けた数値目標を盛り込んだ行動計画。
女性活躍推進法に基づく「特定事業主行動計画」	女性活躍推進法第19条に基づき、描く特定事業主に策定・公表等が義務付けられた女性職員の活躍のための行動計画であり、数値目標や取組内容、その実施時期等が定められている。
仕事と生活の調和 (ワーク・ライフ・バランス)	誰もが仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発など、様々な活動において、自ら希望するバランスで展開できる状態のこと。
スクールソーシャルワーカー	子どもの家庭環境による問題に対処するため、児童相談所と連携したり、教員を支援したりする福祉の専門家。原則、社会福祉士か精神保健福祉士などの資格が必要だが、教員OBもいる。非常勤で教育委員会などに配置され、派遣されるケースが多い。
性的マイノリティ	身体の性と心の性が一致せず、身体の性に持続的に違和感を持つ状態（性同一性障がい）にある人、恋愛や性愛の対象（性的指向）が同性または両性である人、先天的に身体上の性別が不明瞭である人など、またはそうし

	た状態のこと。ただし、性の在り方は様々であり、これ以外の人または状態を含めて表す場合もある。
性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）	リプロダクティブ・ヘルスとは、「恋愛」「セックス」「避妊」「妊娠」「中絶」「出産」「性感染症」「不妊」「育児」を含むすべての側面において、単に疾病、障がいがないというばかりではなく、身体的、精神的、社会的に完全に良好な状態であることを指す。リプロダクティブ・ライツとは、全てのカップルと個人が、自分たちの子どもの数、出産間隔、出産する時期を自由にかつ責任をもって決定でき、そのための情報と手段を得ることができるという基本的権利や、最高水準の性に関する健康及びリプロダクティブ・ヘルスを享受する権利のことを指す。
セクシュアルハラスメント	職場における性的な言動に対する他の従業員の対応等により当該従業員の労働条件に関して不利益を与えること又は性的な言動により他の従業員の就業環境を害すること。
ソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）	登録された利用者同士が交流できるWebサイトの会員制サービスのこと。友人同士や、同じ趣味を持つ人同士が集まったり、近隣地域の住民が集まったりと、ある程度閉ざされた世界にすることで、密接な利用者間のコミュニケーションを可能にしている。
デートDV	交際相手からの肉体的・精神的・性的・経済的暴力のこと。
配偶者等からの暴力（DV）（ドメスティック・バイオレンス）	配偶者や婚姻関係にあった相手、事実婚の相手、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力のこと。身体に対する暴力だけではなく、これに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動も含む。
日向市備蓄計画	平成28年12月に宮崎県備蓄基本方針が策定されたことに伴い、平成29年3月に策定。大規模災害時における本市の備蓄物資支給対象者を約48,000人として、食料品や生活必需品、避難所用資器材を年次的に整備していくことにしている。国の基本方針に基づき、国等からの支援が届くまでの3日間を市民、市、県でそれぞれ3分の1ずつ分担備蓄する。また、男女のニーズの違いや子育て家庭、要配慮者に配慮し、女性用品や乳幼児用品、介護用品なども整備する。
ファミリー・サポート・センター	サービスを提供したい人と受けたい人とが会員になり、保育園への送迎や保育時間外の保育などを有償で行う相互援助組織のこと。
保護命令制度	配偶者や生活の本拠を共にする交際相手からの身体に対する暴力を防ぐため、被害者の申立てにより、裁判所が加害者に対し被害者へのつきまとい等をしてはならないこと等を命ずる命令のこと。
メディア・リテラシー	メディアの特性を理解して使いこなす複合的な能力。新聞、雑誌、ラジオ、テレビ、電子メール、ウェブサイト、ブログなどのメディアの特性を知り、メディアからもたらされるさまざまな情報を主体的かつ批判的に受け止め読みこなす能力、電子メールやウェブサイトなどで発信する情報をもたらす影響を予測する能力、双方向コミュニケーションにおけるいろいろなトラブルを処理・回避する能力のことをいう。
レインボーフラッグ	性的少数者の尊厳とLGBTの社会運動を象徴する旗。